

会 議 の 経 過

開 議 午前10時00分

令和3年12月8日（第1日目）

議 長（高橋拓生君）

皆様、おはようございます。

ただいまから、令和3年平泉町議会定例会12月会議を開きます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸報告を行います。

初めに、議長から諸般の報告を行います。

3ページをお開きください。

本定例会12月会議に町長から提出された議案は、お手元に配付した議案送付書のとおり受理したので報告します。

5ページをお開きください。

監査委員から令和3年8月分から10月分までの現金出納検査の結果について報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたからご了承願います。

47ページをお開きください。

本定例会12月会議に説明員として出席する者の職氏名を一覧表にしてお手元に配付しておきましたからご了承願います。

49ページをお開きください。

定例会9月会議以降の報告事項についてお手元に配付したとおりですのでご了承願います。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

続いて、一部事務組合等議会議員からの報告を行います。

初めに、一関地区広域行政組合議会の報告を求めます。

2番、稲葉正議員。

2 番（稲葉正君）

2番、稲葉です。

それでは、ご報告させていただきます。

諸報告の51ページをお開きください。

一関地区広域行政組合議会報告書。

一関地区広域行政組合議会について、その概要を次のとおり報告します。

令和3年12月8日、平泉町議会議長、高橋拓生様。

一関地区広域行政組合議会、副議長、真竈光幸。議員、稲葉正。

次のページをお開きください。

第47回一関地区広域行政組合議会臨時会、期日、令和3年11月12日、場所、一関市役所。
審議結果及び付議事件。

(1) 一関地区広域行政組合議会議長の選挙、当選人、千田恭平議員。

(2) 議案第10号、一関地区広域行政組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、原案にて可決されました。

(3) 議案第11号、和解について、原案にて可決されました。

(4) 議案第12号、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更に関する協議について、原案どおり可決されました。

(5) 議案第13号、監査委員の選任について、同意されました。

詳細に関しましては、次の53ページから67ページ、監査委員の選任についてまでをお目通しお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（高橋拓生君）

これで一関地区広域行政組合議会の報告を終わります。

次に、岩手県後期高齢者医療広域連合議会の報告を求めます。

1番、大友仁子議員。

1番（大友仁子君）

1番、大友仁子です。

それでは、諸報告の69ページをお開き願います。

岩手県後期高齢者医療広域連合議会につきまして、その概要を次のとおり報告いたします。

令和3年12月8日、平泉町議会議長、高橋拓生様。

岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員、大友仁子。

70ページをお開きください。

令和3年11月25日、午後2時10分より岩手県自治会館におきまして令和3年11月岩手県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されました。

付議事件についてご報告いたします。

認定第1号、令和2年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

91ページをお開きください。

歳入、収入済額1億9,580万3,250円。

93ページになります。

歳出、支出済額1億9,023万9,400円、歳入歳出差引残額556万3,850円となり、原案どおり認定されました。

なお、次ページからは事項別明細書になっておりますので、後ほどお目通しいただきたいと思います。

認定第2号、令和2年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

の認定についてでございます。

105ページをお開きください。

歳入でございます。収入済額1,619億2,874万5,926円。

107ページになります。

歳出、支出済額1,593億1,273万3,809円、歳入歳出差引残額26億1,601万2,117円となり、こちらも原案どおり認定されました。

なお、次のページから事項別明細書になりますので、後ほどお目通しいただきたいと思っております。

続きまして、73ページの議案第5号、岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて。

75ページの議案第6号、岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて。

77ページの議案第7号、東日本大震災に係る岩手県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて。

以上、条例の専決処分に関する承認案件3件につきましても原案のとおり承認されております。

なお、議案ごとに専決処分書が付されておりますので、後ほどお目通しいただきたいと思っております。

79ページをお開きください。

議案第8号、令和3年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）でございます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ556万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億51万3,000円とするものであります。こちらも原案のとおり可決されております。

なお、補正予算の事項別明細書につきましては、145ページから151ページでございますので、後ほどお目通しいただきたいと思っております。

83ページをお開きください。

議案第9号、令和3年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ50億4,547万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,617億8,110万5,000円とするものであります。こちらも原案のとおり可決されております。

なお、補正予算の事項別明細につきましては、155ページから161ページでございますので、後ほどお目通しいただきたいと思っております。

以上、岩手県後期高齢者医療広域連合議会の報告を終わります。

議長（高橋拓生君）

以上で、岩手県後期高齢者医療広域連合議会の報告を終わります。

これで一部事務組合等議会議員からの報告を終わります。

続いて、町長から行政報告を行います。

青木町長。

町 長（青木幸保君）

おはようございます。

それでは、行政報告をさせていただきます。

197ページになります。

9月22日、交通死亡事故ゼロ1年達成賞賛状の伝達を受けております。

10月1日、地域懇談会が開催され、10月1日は10区から始まったわけでありまして、当初予定していた8月、9月開催を延期いたしまして、10区から開催させていただき、12月1日、9区で地域懇談会を収めさせていただいたところでありまして。

10月4日になります。米の需給と価格安定対策に関する知事への実行運動を行っております。

10月6日になります。全国史跡整備市町村協議会の大会が福岡県の大宰府で、ウェブの会議で行われております。昨年は中止されましたけれども、本年はウェブ方式で開催させていただいたところでありまして、この大会で、来年度の開催は平泉町で開催することに決定されたところでありまして。

次のページになります。

10月26日、交通安全母の会連合会より署名簿の提出をいただいております。交通安全、事故に遭わない、起こさないの誓いの名簿であります、4,632名の署名簿を提出受けております。毎年毎年母の会には署名簿を提出していただいておりますが、本年は過去最大の署名簿の提出ということになります。改めて、交通事故ゼロに向けて、町民一丸となって進めてまいりたいというふうな誓いを私自身も行ったところでありまして。

11月3日になります。町勢功労者表彰式が開催されており、議員皆様方にもご出席を賜りました。7名の方を表彰をいたしております。

11月6日、ひらいずみ芸術文化祭、7日、ひらいずみ産業まつり、それぞれ開催させていただいております。

なお、ひらいずみ芸術文化祭は6日、7日、2日間開催をいたしたところでありまして。

199ページになります。

11月10日、町村会県予算編成並びに施策に関する要望実行運動を行っております。

また、同日、平泉町社会福祉大会が役場を会場に開催させていただいたところでありまして。

11月13日になります。長島小学校PTAにより恒例の親子ふれあいコンサートが開催されております。

11月19日になります。100歳到達者記念品贈呈を行っております。今回は、17区の畠山活夫様が100歳の誕生日ということになります。

11月20日、岩手県立平泉世界遺産ガイダンスセンター開館記念式典が行われております。

11月21日になります。世界遺産登録10周年記念事業、大凧寄贈式が行われております。愛知県幸田町、町長をはじめ、こうた凧保存会の皆様にご出席をいただき、道の駅を会場に開催させていただいたところでありまして。5周年の際に、6畳の弁慶の大凧が既に道の駅に展示されておりましたけれども、今回はその横に、今度は義経の6畳の大凧が寄贈されたところでありまして。

12月1日になります。

次のページ、200ページになります。

平泉町交通安全運動推進町民大会が開催されております。

12月4日になりますが、平泉スマートインターチェンジ開通式典が現地で行われております。

以上であります。

議 長（高橋拓生君）

以上で、町長からの行政報告を終わります。

これで諸報告を終わります。

これから本日の議事日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。この日程で進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定いたしました。

直ちに本日の日程に入ります。

議 長（高橋拓生君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、5番、阿部圭二議員及び6番、三枚山光裕議員を指名します。

議 長（高橋拓生君）

日程第2、会議期間の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会12月会議の会議期間は、本日から12月15日までの8日間にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、会議期間は本日から12月15日までの8日間に決定いたしました。

なお、会議期間中の会議予定につきましては、お手元に配付した会議日程表によりたいと思いますので、ご了承願います。

議 長（高橋拓生君）

日程第3、請願第4号、私学教育を充実・発展させるための請願を議題といたします。

紹介議員の説明を求めます。

6 番、三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

三枚山光裕でございます。

請願書の写しが配付されておりますので、お目通しをお願いしたいと思います。

請願第4号、私学教育を充実・発展させるための請願。

紹介議員は私、三枚山光裕、千葉勝男、高橋伸二、阿部圭二の各議員です。

平泉町議会議長殿。

請願は、盛岡市本町通り三丁目、私学助成をすすめる岩手の会の会長、土屋直人さんです。

請願の趣旨です。

これまでの請願の採択、意見書が私学充実の大きな力になったとして、国の私学関係の予算が毎年増えたこと、岩手県では、高校1人当たり補助単価が平成21年度より増額に転じたことを述べています。

その上で、私学と公立の補助金格差は依然として大きく、私学の施設や設備の整備は、公立と比べ全体として遅れていること、耐震化への建て替えの必要な学校も少なくないとしています。新型コロナの影響で、私立学校に通う世帯の家計にも影響があり、学費を払えない、アルバイトで家庭を支え、学業に専念できないなど、早期改善が求められると述べています。公立でも、私立でも安心して学費を心配せず学べる環境が必要としています。

請願事項は2項目です。1つは、平泉町の私立高等学校生徒学費補助金交付制度の継続とともに、入学金、施設設備費等の学納金を含め充実させること、2つ目には、国及び県に対して、過疎地域の私立高校に対する特別助成の増額、私学助成金の充実を求める意見書の提出、この2点であります。

関係機関に対しては、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出を請願するという内容となっております。

この間、コロナ禍の下で、全国的に学生向けに食料支援の取り組みが今全国的に、いまだに行われています。そうした状況も議員各位はご存じだと思いますので、ぜひとも慎重審議でよろしくをお願いしたいと思います。

以上で説明といたします。

議 長（高橋拓生君）

これで紹介議員の説明を終わります。

お諮りします。

この請願については、議会運営委員会の協議に基づき、議長において所管の常任委員会に付託して審査することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、請願第4号は、総務教民常任委員会に付託して審査することに決定いたしました。

議長（高橋拓生君）

日程第4、議案第42号から日程第18、議案第56号までの条例案件7件、事件案件2件、補正予算案件6件、以上合計15件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

青木町長。

町長（青木幸保君）

それでは、条例案件7件、事件案件2件、補正予算案件6件につきましてご説明をいたします。

最初に、条例案件につきましてご説明をいたします。

議案書5ページをお開きください。

議案第42号、平泉町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由でございますが、一般職の職員の期末手当の改定に準じ、町長、副町長、教育長の期末手当の改定を行うため、所要の整備を図ろうとするものでございます。

議案書7ページをお開きください。

議案第43号、平泉町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由でございますが、人事院の給与改定に関する勧告等に鑑み、一般職の職員の期末手当の改定を行うため、所要の整備を図ろうとするものでございます。

議案書9ページをお開きください。

議案第44号、平泉町国民健康保険条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由でございますが、産科医療補償制度が見直されること等を踏まえ、出産育児一時金等の支給額を見直すため、所要の整備を図ろうとするものでございます。

議案書11ページをお開きください。

議案第45号、平泉町町税条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由でございますが、12ページ記載のとおり、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律及び全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令が公布され、未就学児に係る、国民健康保険税被保険者均等割額の減額措置が導入されたことに伴い、所要の整備を図ろうとするものでございます。

議案書13ページをお開きください。

議案第46号、平泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由であります。家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の整備を図ろうとするものでございます。

議案書15ページをお開きください。

議案第47号、平泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める

条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由でございますが、17ページ記載のとおり、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の整備を図ろうとするものでございます。

議案書19ページをお開きください。

議案第48号、平泉町志業支援施設設置条例でございます。

提案理由でございますが、21ページ記載のとおり、平泉町志業シェアハウスを設置するため、この条例を制定しようとするものでございます。

次に、事件案件2件につきましてご説明を申し上げます。

議案書23ページをお開きください。

議案第49号、指定管理者の指定に関し議決を求めることについてでございます。

次のとおり指定管理者を指定するため、平泉町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第3条第1項の規定により、議会の議決を求めようとするものでございます。

対象施設名、道の駅平泉地域振興施設、施設の所在地、平泉町平泉字伽羅楽122-2、指定管理期間、令和4年4月1日から令和9年3月31日まで、指定者、住所、平泉町平泉字伽羅楽112-2、団体名、株式会社浄土の郷平泉、代表者名、代表取締役社長、佐々木正でございます。

提案理由でございますが、道の駅平泉地域振興施設の管理を行わせるため、平泉町地域振興施設設置条例に基づき指定管理者を指定しようとするものでございます。

議案書25ページをお開きください。

議案第50号、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合同約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてでございます。

提案理由でございますが、令和4年3月31日をもって陸前高田市及び大船渡市営林組合が解散することに伴い、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させること及び岩手県市町村総合事務組合同約において、所要の整備を図ろうとするものでございます。

次に、補正案件6件につきましてご説明を申し上げます。

議案書27ページをお開きください。

議案第51号、令和3年度平泉町一般会計補正予算（第7号）でございます。

令和3年度平泉町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,144万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59億95万1,000円としようとするものでございます。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、第2表、地方債補正による。

議案書65ページをお開きください。

議案第52号、令和3年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でございます。

令和3年度平泉町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億8,352万5,000円としようとするものでございます。

議案書69ページをお開きください。

議案第53号、令和3年度平泉町健康福祉交流館特別会計補正予算（第2号）でございます。

令和3年度平泉町の健康福祉交流館特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ330万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,837万6,000円としようとするものでございます。

議案書73ページをお開きください。

議案第54号、令和3年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第2号）でございます。

令和3年度平泉町の町営駐車場特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,329万8,000円としようとするものでございます。

議案書81ページをお開きください。

議案第55号、令和3年度平泉町下水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

第1条、令和3年度平泉町下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和3年度平泉町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款下水道事業収益10万3,000円、第1項営業収益160万円の減、第2項営業外収益170万3,000円。

支出、第1款下水道事業費用、第1項営業費用14万4,000円。

第3条、予算第4条本文括弧書きを（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額9,391万4,000円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額187万8,000円、引継金1,281万9,000円、過年度分損益勘定留保資金633万2,000円、当年度分損益勘定留保資金7,288万5,000円で補填するものとする。）に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款下水道事業資本的収入265万円の減、第1項企業債130万円の減、第2項分担金及び負担金166万5,000円、第3項国庫補助金135万円の減、第4項他会計出資金166万5,000円の減。

82ページをお開きください。

支出、第1款下水道事業資本的支出、第1項建設改良費270万円の減。

第4条、予算第6条に定めた企業債の額を次のとおり改める。

起債の目的、公共下水道事業債、変更前の限度額1,130万円、変更後の限度額1,000万円、起債の方法、利率、償還の方法は、それぞれ変更前と同じでございます。

第5条、予算第10条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を1億4,283万8,000円に改めようとするものでございます。

議案書89ページをお開きください。

議案第56号、令和3年度平泉町水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

第1条、令和3年度平泉町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和3年度平泉町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款水道事業収益、第2項営業外収益2万円、第2款簡易水道事業収益、第2項営業外収益73万1,000円の減。

支出、第1款水道事業費用、第1項営業費用226万6,000円、第2款簡易水道事業費用、第1項営業費用149万6,000円の減。

第3条、令和3年度平泉町水道事業会計予算第4条本文括弧書きを（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億1,865万9,000円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,584万7,000円、建設改良積立金1,000万円、過年度分損益勘定留保資金8,281万2,000円で補填するものとする。）に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款水道事業資本的収入、第3項出資金46万3,000円の減。

90ページをお開きください。

支出、第2款簡易水道事業資本的支出、第1項建設改良費12万4,000円。

第4条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

（1）職員給与費198万円の減。

第5条、予算第9条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を1,533万5,000円に改めようとするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

それでは、議長より発言をお許しいただきましたので、ここで訂正箇所が1か所ございますので、私のほうからおわびを申し上げながら訂正させていただくところであります。

訂正の箇所ではありますが、議員の皆様方には、正誤表をお渡ししておるところであります。

議案第56号になります。平泉町水道事業会計補正予算（第1号）の95ページであります。

2番の給料及び職員手当の増減額の明細の職員手当の金額であります。既に皆様方には正誤表をお渡ししているところではあります。ご提案申し上げてからの訂正ということで大変申し訳なく思っております。

以後、こういったことのないように、さらに厳正にチェックをしながらご提案申し上げたいと思いますので、どうぞよろしくお願いをいたしたいと思っております。大変申し訳ありませんでした。

議長（高橋拓生君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

日程第4、議案第42号から日程第18、議案第56号まで、ただいま説明のあった議案につきましては、最終日の本会議で担当課長の補足説明を求め、議決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (高橋拓生君)

異議なしと認めます。

したがって、条例案件7件、事件案件2件、補正予算案件6件、合計15件につきまして、最終日の本会議で議決することに決定いたしました。

暫時休憩といたします。

11時まで休憩といたします。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時58分

議長 (高橋拓生君)

それでは、おそろいですので、再開いたします。

町長から発言の申し出がありましたので、これを許可します。

青木町長。

町長 (青木幸保君)

先ほど議案を提案するときに、議案書23ページであります。議案第49号、指定管理者の指定に関し議決を求めることについての説明のとき、住所ですが、施設の所在地、平泉町平泉字伽羅楽、私、恐らく122-2と言ったと副町長から指摘ありましたので、いずれここに提案どおり、伽羅楽112-2で、そのとおりでありますので、あと私は「きゃららく」と言ったと思いますが、「かららく」に訂正をさせていただき、大変申し訳ありません。

議長 (高橋拓生君)

日程第19、一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

第1回目の答弁は登壇の上、発言願います。

質問、答弁に当たりましては、簡潔明瞭をお願いします。

通告1番、大友仁子議員、登壇、質問願います。

1番、大友仁子議員。

1番 (大友仁子君)

通告1番、公明党、大友仁子でございます。

まず初めに、1番、選挙関連について伺います。

本年10月31日、第49回衆議院選挙が行われました。今回の衆院選を終えて、投票に関して様々なお声を寄せていただいております。

そこで、(1)番、期日前投票所について伺います。

平成15年12月施行の公職選挙法の一部改正により、期日前投票制度が創設されました。これにより、それまでの不在者投票制度が改められ、選挙期日前の投票手続の簡素化が図られ、投票し

やすくなったことで利用者も増えております。

また、平成28年、公職選挙法改正により、18歳選挙権が実施されました。若者をはじめとする有権者の投票率が低下傾向にある中でこの施行は非常に重要であり、今後有権者が投票しやすい環境を一層整備し、投票機会の創出や利便性の向上を図り、投票率の向上に向けた対策を取ることが重要と考えます。

今現在は、役場のみの期日前投票所となっておりますが、さらに投票率を上げ、気軽に投票できる商業施設等での期日前投票所を開設する考えはないか伺います。

(2) 番、当日の投票所について伺います。

現在、高齢化が進む中で、車椅子で投票に来られた方に対して、より投票がしやすいような配慮が必要と考えます。投票所会場がバリアフリーになっていないため、車椅子での投票ができないとの声をいただきました。早急にバリアフリー化への対応をする考えはないか伺います。

18歳選挙権になり、若年層に対する対応も大事ですが、こうした高齢者の方や障害者の方が投票しやすい環境づくりも大変重要と考えます。

2 番、子宮頸がん予防ワクチンについて伺います。

子宮頸がん予防ワクチン、HPVワクチンの定期接種に関してお伺いいたします。

昨年12月の一般質問でも取り上げましたが、子宮頸がんは子宮の入り口部分である子宮頸部にできるがんで、今も年間1万人近くの女子が子宮頸がんにかかり、約2,800人も女性が亡くなっております。

子宮頸がんの原因であるHPVの感染を防ぐHPVワクチンは、国の2011年度からの基金事業を経て、2013年に定期接種となり、小学6年生から高校1年生相当の女子は、接種を希望すれば無料で接種が可能となっています。一方で、2013年6月より国は積極的勧奨を差し控えるとしたため、多くの自治体が対象者への通知をやめてしまい、基金事業の際に7割近くあった接種率が1%未満にまで激減したと伺いました。国は、昨年10月と今年1月の2度にわたりヒトパピローマウイルス感染症の定期接種の対応及び対象等への周知について通知を発出し、市町村にHPV定期接種対象者へ情報提供の徹底を求めました。

そこで、(1) 番、昨年10月に国から対象者への情報提供に関する指示がありましたが、それに対する当町の対応はどのようにしたのか伺います。

国は、HPVワクチンの安全性や効果などを検討し、勧奨を妨げる要素はないと結論づけ、先月11月12日、HPVワクチン積極的勧奨再開を決定しました。HPVワクチンの積極的勧奨が再開された今、この制度の趣旨を踏まえ、全ての定期接種対象者に対し、国の方針が変わったこと及び積極的に接種をお勧めする旨の分かりやすい訂正案内を速やかに個別通知でお届けすべきと考えます。

そこで、(2) 番、積極的勧奨が再開された今、当町での情報提供の方法についてどのような周知を予定していますでしょうか。周知対象、周知方法について伺います。

(3) 番、キャッチアップ制度が導入された場合の当町での情報提供の方法についてどのような周知を予定しているか。周知対象、周知方法について伺います。

HPVワクチンに関する接種の高まりを受け、定期接種の対象年齢を過ぎてしまった高校2年生以上の町民の保護者からの相談があります。2013年6月以降、積極的勧奨の差し控えにより、多くの対象者が必要な情報を得ることもできずに、接種機会を逃してきました。昨年10月、大阪大学の研究チームが発表した積極的勧奨差し控えによる影響に関する推計によると、2000年から2003年までの女子のほとんどが接種しないまま定期接種対象年齢を超えており、これらの世代がこのまま接種機会を失ったままでは、子宮頸がんの罹患者は約1万7,000人、死亡者は約4,000人増加する可能性が示唆されております。本来なら定期接種の対象期間内に必要な情報を得て、接種について判断すべきであったところをその情報を得られずに、接種の機会を失った人たちには、改めて接種を受けられる機会が提供されるべきと考えます。

10月1日の厚生労働省の専門部会では、積極的接種勧奨の再開と併せて、積極的な勧奨が差し控えられていた間に接種対象であった方に対する接種機会の確保が必要であると触れられ、制度の詳細や導入時期については決まっていますが、国でキャッチアップ制度が導入されることも予想されます。

今後、国のキャッチアップ制度が導入された際には、今まで接種勧奨を受けることができず、接種機会を逃してしまった全ての対象者に、新たに接種機会が確保されたことを速やかに個別通知でお届けすべきと考えますが、いかがでしょうか。

質問は以上となります。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

大友仁子議員からのご質問にお答えをいたします。

選挙関連で期日前投票所についてのご質問がありました。

期日前投票は、平成15年の公職選挙法の一部改正により創設された制度であり、仕事や旅行などの事情で、投票日当日に投票できないと見込まれる方が当日と同じように投票用紙を直接投票できる制度でございます。この制度により従来の不在者投票制度が改められ、手続きの簡素化が進んだほか、投票しやすい環境整備が図られたところであります。

本町では、平成16年4月に執行された町議会議員選挙から期日前投票制度が適用されており、その際の投票率は5.01%でございました。

なお、直近における当町の期日前投票の投票率ですが、令和元年9月の岩手県知事選挙では18.51%、令和2年4月の町議会議員選挙においては21.12%、本年10月に執行された衆議院議員選挙では24.64%と年々増加しており、期日前投票所の制度が町民に浸透してきたものと捉えております。

質問にございます商業施設での期日前投票所を開設する考えについてでございますが、町内での商業施設が限られていること、役場庁舎外へ期日前投票所を開設するには、投票状況を管理するシステムを新たに構築する必要があることなどの理由により、当面は期日前投票の普及啓発に努めながら、現状での対応を継続していきたいと考えております。

次に、当日の投票所についてのご質問がありました。

現在、選挙の際には、町内9か所の施設を投票所として開設しており、このうち6か所は地域の地区公民館を借用して開設しております。

バリアフリーへの対応につきましては、各施設の設備により状況は異なっており、個々に対応が必要であることから、バリアフリー化に対応している役場期日前投票所への利用を促していきたいと考えております。

次に、子宮頸がん予防ワクチンの接種に関連して、町の対応についてのご質問がありました。

子宮頸がん予防ワクチンの接種については、平成25年度に開催された厚生労働省の専門部会により、ワクチンとの因果関係を否定できない疼痛が接種後に見られたことから、国民に適切な情報提供ができるまでの間、積極的な勧奨を控えるよう厚生労働省から勧告されたところであります。

その後、令和3年度の厚生労働省の専門部会の検討会では、最新の知見を踏まえ、ワクチンの安全性について特段の懸念が認められないことや、ワクチンの有効性が副反応のリスクを上回ることが認められ、令和3年11月26日付で予防接種法の一部改正がされたことはご承知のとおりであります。

令和2年10月の国からの通知は、対象者等が接種を希望した場合に接種ができること、併せて予防接種による副反応が疑われる場合に、報告が適切にされるよう周知を図ることが示されております。

この通知を受け、当町では、対象となる方が接種を希望された場合には、公費で接種を受けられるよう町ホームページ及び町広報令和2年12月号で情報提供を行っております。また、令和3年6月には、今年度で定期接種の期間が終了する平成17年4月2日から平成18年4月1日生まれの女子の保護者に対し、個別通知を行ったところであります。

次に、積極的勧奨が再開された今、当町での情報提供の方法、周知対象、周知方法についてのご質問がありました。

今年11月の通知では、接種実施機関における接種体制の整備等を進め、基本的には、令和4年4月から順次実施することとなっていることから、予防接種を委託している医療機関及び一関市医師会と協議をさせていただき、実施方法を決めていきたいと考えております。

次に、キャッチアップ制度が導入された場合、当町での情報提供の方法、周知対象、周知方法についてのご質問がありました。

平成25年から今回までの積極的な勧奨の差し控えにより、接種機会を逃した方への対応については、現在、厚生労働省の検討会において、対象者や期間等について議論を行っていると同っております。

今後、方針に基づいた内容で接種ができるよう、個別通知の内容も含め対応していきたいと考えているところであります。

以上であります。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

1 番（大友仁子君）

それでは、再質問をさせていただきます。

1 番の期日前投票所についてであります。例えば隣の一関市とか奥州市ではイオンさんとかエスパさんとかの商業施設での期日前投票所が設けられており、買物をしながら気軽に投票ができる制度が約10年ぐらい前からできております。

また、今現在、コロナ禍でもあり、分散しての投票も必要と考えますが、見解を伺います。

議 長（高橋拓生君）

菅原総務課長。

総務課長（菅原幹成君）

先ほど町長が答弁申し上げたとおり、平泉町においては商業施設というところは限られているというふうなことで、近隣の市では、イオンとかということでしたけれども、やはり平泉町は、非常に面積が小さくてコンパクトな町ということで、役場を中心とした今の現在のその状況がやはりベストではないかなというふうに考えてございますので、今の状況を継続してまいりたいというふうに考えてございます。

議 長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

1 番（大友仁子君）

人口的に見れば、そう捉えるかもしれませんが、やはり高齢化とか投票率アップだけの問題ではなく、やっぱり気軽に投票できる、平泉町でいえばジョイスさんしかないわけですけれども、ぜひ設置していただければと思います。

そして、また、答弁にありましたが、投票状況を管理するシステムを新たに構築する必要があるとありましたが、投票状況を管理するシステムとは何でしょうか、伺います。

議 長（高橋拓生君）

菅原総務課長。

総務課長（菅原幹成君）

投票所においていただいた方々が投票していただくわけですけれども、それぞれシステムで、当日のどなたが来て投票したかというところをシステムで管理しているわけです。それが1か所で、今、役場で管理しているわけですけれども、仮にジョイスさんのほうに、そういった同じような仕組みを設けた場合については、同時にリアルタイムでといいますか、そちらのほうも同じパソコンを置いて人的な対応も講じなければならないというふうなところで、経費もかさんでくるというふうなこともあります。やはり何よりも、例えばジョイスさんであれば、いろんな年代層がそこに買物に来るといふようなことがなかなか想定できないというか、基本的には、期日前投票の目的で買物しながらということも確かにあろうかとは思いますが、やはり町の中心部である役場にこれまでどおり来ていただいて、投票していただくというのが現在のところはベストではないかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

1 番（大友仁子君）

経費とかいろんな人手不足とかもあると思うのですが、ちょっとやはり積極的に考えていただければなと思います。

そして、また、これは当日の投票所になりますが、車椅子の方や障害者の方は、結局当日バリアフリーになっていないために、期日前投票の役場のみの投票となってしまいますよね。当日どうしても投票できないということがありますけれども、その辺はいかがでしょうか。

議長（高橋拓生君）

菅原総務課長。

総務課長（菅原幹成君）

今、役場の1か所における期日前投票を行っておりますけれども、先ほど町長の答弁でも申し上げたとおり、年々、平成15年のこの制度、期日前投票の制度ができて以降、当初は5%程度であったものが直近の、この間の衆議院議員選挙では24.64%ということで、年々この期日前投票につきましては、町民の皆さんの間に浸透しているということで増えております。

したがって、各投票所にバリアフリーのそういった車椅子でそのまま投票所に入っていけるような施設整備等々すれば、それはもちろんよろしいかと思っておりますけれども、なかなかそれぞれの地域、公民館をお借りしているところが多いのですが、公民館でのその整備というのは、やはり予算もかかりますし、今現在の町のほうの役場の期日前投票、こういった利用率も上がってきているということでかなり浸透しているというふうに捉えておりますので、こちらをやはり利用していただくというふうなことが現段階ではベストだというふうに考えております。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

1 番（大友仁子君）

行く行くはというか、今すぐは無理かもしれませんが、やはりだんだんもっともって高齢化になると思うので、ぜひこのバリアフリーのことも検討していただければと思います。

そして、また、来年は参議院選挙があります。町長選挙もありますが、参議院選挙の場合、選挙区の名前がたくさんあるのですね。それで、結構字がちっちゃいのですね。それをなかなか見るのが大変だということで、これは事前に担当課に聞きましたが、大変視力の悪い方もおり、ただでさえ普通の日常の雰囲気と違う投票所で緊張され、誰に投票しようとしていたか、瞬間的に忘れてしまうこともありますよね。やっぱりみんなに見られているわけですから、なかなか緊張して誰を書くのか忘れてしまうということがあります。事前にあらかじめ自分が投票しようとして決めてきた候補者の正確な名前を記載したメモ、あるいはまた法定ビラ、こういったものを投票所に持ち込んで、それを見ながら投票用紙に記載することも可能と聞きましたので、これもちょっと各市町村によって持ち込んで駄目なところといいところとあるみたいなので、ぜひいいという

ことで認識しておりますが、では、この辺も伺います。

議長（高橋拓生君）

菅原総務課長。

総務課長（菅原幹成君）

メモ用紙の持込みというのは、そこら辺の是非についてはまではちょっと確認しておりませんが、記載するときに自分で手帳を見ながら書くとかということは、第三者がそこに携わらなければよろしいのではないかなというふうに思いますので、そこについては確認しておきたいというふうに考えております。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

1 番（大友仁子君）

結論としては、誰もが気軽に投票できる期日前投票所の設置をぜひとも検討していただければと思います。

それでは、2番の子宮頸がん予防ワクチンについて伺います。

今年になって各新聞にも掲載になっておりました。例えば、5月2日の子宮頸がんワクチン接種率が増加ということで、低迷から1年、20%近くになったという記事がありました。そして、11月7日の新聞には、子宮頸がんワクチン、厚生労働省検討ということで、機会逃した人、無料接種するということが載っていました。そして、11月13日には、HPVワクチン勧奨再開決定ということで、子宮頸がん予防接種、8年ぶりに積極的勧奨が決定いたしました。厚労省によると、子宮頸がんで亡くなる人は約1万人当たりで30人、ワクチン接種によって、うち最大21人の死亡を避けられると推計されているそうです。そして、WHOは2014年の声明でワクチンに有効性があると判断し、2015年には、日本の若い女性は予防し得る子宮頸がんに無防備になっているなどの批判をしました。子宮頸がんは撲滅できるとして、30年までにワクチン接種90%、検診受診率70%とする目標を掲げたということの記事が載っていました。

それで、答弁にありましたが、去年から今年にかけて広報とか、あと個別通知とかやっていたと思いますが、その反応というかありましたでしょうか、伺います。

議長（高橋拓生君）

穂積保健センター所長。

保健センター所長（穂積千恵子君）

子宮頸がんワクチンにつきましては、平成25年度から積極的な勧奨が差し控えられておりました。昨年、令和2年10月に国からの通知がございまして、適切な情報提供等に努めることということで通知があったところです。その際に、まだ積極的な接種勧奨というところは差し控えられている状況でしたので、広報のみでの周知といたしました。令和2年度は、その周知を行いまして、1名の方の接種がございました。それ以上のご相談とか、そういうものについては多くはなかったのですけれども、広報等で周知することで接種希望の方もおられたということでございます。

また、今年の6月には、高校1年生相当になるかと思いますが、その方々への保護者の方々に個別通知で、接種ができますよということで周知をさせていただいたところですが、ご相談もありましたが、それほど多くの反応というものは見られない状況ですが、今後もこのように厚生労働省のほうでも積極的な接種勧奨を行うことということで通知も届いておりますので、今後その周知方法については検討して、またまいりたいと思っております。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

1 番（大友仁子君）

積極的勧奨が再開されたということで、個別に通知をしていただきたいと思っております。

そして、また、キャッチアップ制度の件ですけれども、新聞にありましたが、岩手日報の新聞に11月7日の新聞ですけれども、青森では、独自に救済ということで、国の動きを待たずに、独自に救済を取り組む自治体もあります。ということで、青森県平川市は19歳まで無料で接種できる事業を開始、既に30人が接種しましたと。担当者は、今年限りの事業としてスタートしましたが、評判がよいので、来年度も継続するかもしれないとありました。

キャッチアップ制度は、これから国の動向も注視しながらということではありますが、やはり今から考える必要があるのではないかと思います、いかがでしょうか。

議長（高橋拓生君）

穂積保健センター所長。

保健センター所長（穂積千恵子君）

この子宮頸がんワクチン接種のキャッチアップ接種ということになりますが、平成25年度からの差し控えて8年间接種の機会を逃したといいますか、積極的な勧奨ができなかったところで接種を逃してしまった方々への対応につきましては、現在、議員おっしゃるとおり、国のほうでも検討会などを開催されておまして、その実施体制ですとか対象者については検討されているところだと思います。

その検討内容を結果を見ながら、そして、その通知なども出た際には、早急に対応していかなければならないというふうには考えてございますが、このワクチン接種につきましては、一関市医師会のご協力もいただいているところでありますので、今後その情報等収集しながら、また一関市さんですとか、一関市医師会の先生方と協議をしながら、その実施体制ですとか対象者などについてもご相談申し上げながら進めていければと考えております。

議長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

1 番（大友仁子君）

もう再開決定したので、すぐというか、打ちたいという人はすぐに対応していただければと思います。

最後になります。

積極的勧奨控えによって勧奨を受けられず、十分な接種機会が与えられなかった世代は、何の

過失もないのに不利益を被ってしまいます。このまま上の世代のワクチン接種が進まない場合、約1万7,000人の罹患者、約4,000人の死亡者、もしくはこれ以上の被害が出てしまう可能性があります。そして、その責任の一端は、情報提供を実施してこなかった当町にも当然あると考えます。

今後、国がキャッチアップ制度を導入する際には、勸奨を受けることができず、接種機会を逃してしまった全ての対象者に速やかに個別通知を行い、確実に新たに接種機会が与えられたことをお知らせするよう要望します。

では、以上で終わります。

議長（高橋拓生君）

これで大友仁子議員の質問を終わります。

暫時休憩といたします。

45分から再開いたします。

休憩 午前11時34分

再開 午前11時44分

議長（高橋拓生君）

それでは、再開いたします。

通告2番、升沢博子議員、登壇、質問願います。

11番、升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

通告2番、升沢博子です。

それでは、さきに通告しておりました2点について質問をさせていただきます。

まず最初に、町長に質問いたします。

次世代技術者養成支援事業についてということで、私のようなアナログの人間が質問するには非常に心苦しいところもあるのですが、質問させていただきます。

急速な新型コロナウイルス感染症の拡大を契機としたあらゆる分野におけるデジタル化の流れが加速しており、新たなデジタル、IT分野の需要が生まれています。一方、東京一極集中が加速し、県内の高等教育機関から輩出されるIT人材の多くが県外の企業に就職している現状がございます。当事業は、その課題解決のため、将来を見据えてICTへの興味を深め、未来を担う人材の育成を図るための施策として認識しております。

そこで、1つ目ですが、現在の進捗状況について伺います。

2つ目、オープンイノベーション事業に期待できることは何でしょうか。

3つ目、技術者としての女性人材の育成に力を入れるべきと思いますが、いかがでしょうか。

4つ目、拠点となるシェアハウスの具体的活用方法について伺います。それに加えて、シェアオフィスとしての活用もあるのか伺います。

5つ目、財源確保の見込みについて伺います。

6つ目、人口減、特に若者の流出が続く本町において、人への投資は未来につながる投資であると考えます。長期的なビジョンでの事業運営を望みますが、見解を伺います。

大きな2つ目でございます。

平泉文化遺産センターの今後の在り方について伺います。

県立平泉世界遺産ガイダンスセンターが開館いたしました。12世紀東北の中心、平泉に築かれた藤原氏の歴史、文化、政治構造について訪れる人に分かりやすく説明する施設ができたことは、当町にとっても平泉文化の調査研究、観光面などへの貢献が期待されているところです。

そこで、1つ目ですが、ガイダンスセンターの開館により、平泉文化遺産センターは、今後どのような役割を担う施設になるのか伺います。

2つ目、展示内容について、新たな展示に変える計画はあるか伺います。また、施設の老朽化に伴う改修計画はあるか伺います。

3つ目、発掘調査による出土品の管理上、現在の施設構造で問題はないのかについて伺います。

以上について質問いたします。よろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

升沢博子議員からのご質問にお答えをいたします。

まず初めに、次世代技術者養成支援事業の現在の進捗状況についてのご質問がありました。

この事業では、小学生及び中学生向けのプログラミング教室と、一般及び高校生向けのプログラミング講座を開催いたしますが、小中学生向けの教室については、今月からスタートする予定でありますし、一般、高校生向けの講座については、1月から3月にかけて2つの講座を開催する予定としております。

また、研修会場として長島製作所平泉工場の研修室を借用して実施いたします。

一般、高校生向けの講座については、全国から受講生を募集しますので、インターネットの専用ページを開設し、11月22日から現在もオンラインで申込みを受け付けており、地元も含めて全国各地から申込みが届いているところであります。

次に、「オープンイノベーション事業に期待できることは」の質問がありました。

この事業では、プログラミング講座の修了生や起業家、地域経済牽引事業者である長島製作所、地元企業、一関高専などの高等教育機関が連携しながら、IoTによる技術やアイデアを活用した新たなサービスや商品の開発などを目指していく事業であり、プログラミング技術を製造業や農業、観光業、商業など、本町の主要な産業に幅広く活用していくことによって、地域経済全体の底上げと町の新たな魅力の創出に期待しているところであります。

次に、「技術者としての女性人材の育成に力を入れるべき」とのご質問がありました。

人口減少や少子高齢化の進展を背景とした人材獲得競争が激化し、合せて岩手県南地域においては自動車や半導体関連の企業が集積する中で、企業が求める技術者が不足している状況にあり

ますので、男性、女性を問わず、多様な人材を育成し、培った技術を最大限に発揮して活躍できる環境を整備していくことが重要であると考えております。

次に、拠点となるシェアハウスの具体的活用方法と、シェアオフィスとしての活用についてのご質問がありました。

シェアハウスにつきましては、プログラミング講座受講者の宿泊及び修了者の町内での起業に向けた準備拠点として設置するものであります。施設の部屋数には限りがありますので、講座の受講生及び修了生の利用状況を見ながら、支障のない範囲でシェアオフィスとしての活用も検討してまいります。

次に、財源確保の見込みについてのご質問がありました。

次世代技術者養成支援事業については、国から「製造業の強化による産業の重層化とI o Tのまち創造事業」として、令和2年度から3年間、地方創生推進交付金の採択を受けておりますので、令和4年度までの事業費については2分の1が国庫補助、2分の1が町負担となりますが、町負担分の8割については交付税措置されることとなっております。

次に、長期的なビジョンでの事業運営についてのご質問がありました。

次世代技術者養成支援事業の目的は、地域で活躍する起業家や技術者を育成するため、講座への参加を契機として地域への定着を図り、事業活動等を通じて地域づくり人材を生み出していくとともに、本町に関わりを持つ関係人口の拡大を目指していくものであります。

人材育成には、ある程度の時間が必要であります。さらには、起業家が起業家をつくるという好循環を生み出していくためにも、継続した取組が重要でありますので、国や県の補助制度などを活用し、財源を確保しながら、事業効果を上げる取組を進めてまいります。

私からは以上であります。

議長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

升沢博子議員からのご質問にお答えいたします。

それでは、私から2つ目の平泉文化遺産センターの今後の在り方についてのご質問にお答えいたします。

平泉文化遺産センターは、今後どのような役割を担う施設となるのかのご質問がありました。

議員ご承知のとおり、岩手県立平泉世界遺産ガイダンスセンターにつきましては、柳之御所遺跡に隣接し、先月の20日に正式なガイダンス施設としてオープンいたしました。

施設の基本理念は、平泉の価値を広く世界に伝え、人類の共通の財産として後世へ継承するための拠点施設となっており、基本方針は世界遺産及び関連する遺跡への周遊の出発点として、その価値や特徴を分かりやすく伝えるとともに、柳之御所遺跡から出土した資料の展示、收藏や、平泉文化の多角的調査と研究者の交流、世界遺産や文化財保護について人材の育成に寄与することを行う施設となっております。

一方、平泉文化遺産センターは、世界遺産登録を目指す中で資産の解説をする施設が必要なこ

とから、正式なガイダンス施設ができるまでの暫定的なガイダンス施設として、平成21年に平泉郷土館をリニューアルした施設であります。展示につきましては、奥州藤原氏を中心に、その前に台頭した安倍氏の時代から現代までの平泉の歴史をパネルや映像で説明し、出土品も多く紹介した内容となっております。

世界遺産ガイダンスセンターは世界遺産と柳之御所遺跡を対象にし、平泉文化遺産センターは平泉の文化遺産全体を対象としており、ガイダンスセンター開館後におきましても、基本的役割は変わらないものと考えております。

今後、施設や組織として役割分担などが必要な場合には、平泉遺跡群調査整備指導委員会の指導を受けながら、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、平泉文化遺産センターの展示と施設の改修計画の質問がありました。

現在の展示につきましては、平成21年にリニューアルしたもので、12年ほど経過しておりますが、分かりやすくまとまった内容となっておりますので、基本的に変更する必要はないものと判断しており、現時点では展示を変える計画はございません。

施設につきましては、平泉郷土館として昭和61年に開館いたしまして、建設から35年が経過しております。最近では、老朽化が目立ち、屋根の修理や水漏れによる壁の修理が頻繁になってきている現状ではありますが、適切に管理を行い、施設をなるべく長く維持できるように努めてまいりたいと思います。現段階では、具体的な改修計画はございません。

次に、出土品の保管上、現在の施設で問題はないかのご質問がありました。

現在、発掘調査による出土品の収蔵量は、保管箱で約7,500箱ございます。保管施設としてセンターでは重要文化財収蔵庫、一般収蔵庫、地下収蔵庫がございます。当然ながら、これだけでは保管スペースは不足しておりますので、中尊寺様から借用している建物やセンター裏側のプレハブ、その他センター内の空きスペースに仮置きしている状況であります。

今後につきましても、文化財としての重要性や劣化の程度、保存処理の有無や材質を考慮するとともに、収蔵スペースの節約に努めながら、適正な保管管理を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

議 長（高橋拓生君）

暫時休憩といたします。

13時から再開いたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

議 長（高橋拓生君）

それでは、再開いたします。

午前中に引き続き、升沢博子議員、よろしく願いいたします。

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

それでは、何点か再質問をさせていただきます。

最初の質問であります次世代技術者養成支援事業についてであります。この事業につきましては、実施計画の中でも入っておりますし、昨年度、予算的にも1億3,000万という、そちらの資金をつぎ込んでという事業として、町としては本腰を入れて取り組む事業なのだなというふうには思っていたところだったのですけれども、今回、この事業につきまして、岩手県あるいは国、そういったところでもIT人材が不足していると。そして、そもそものところで、岩手県から若い人たちが流出していくと、そういうことを歯止めといいますか、若い人たちに岩手県内で仕事をしてもらうため、あるいはこの町内で仕事をつくらせてもらうためと、そういうことだとは思っているのですが、八幡平市の取り組みを見させていただいたのですけれども、2015年からこういった事業を始め、そして、当初は応募者が70名ほどだったのですが、昨年度ですか、1,700名ほどの応募があって、30倍以上の倍率で頑張っているプログラミング講座というのを目にしましたが、やはりそれだけ全ての産業の基礎になっているということ認識せざるを得ない状況なのだなというふうに思ったわけです。

それで、そもそもなのですが、平泉町としてそういう条件的にこの事業に取り組もうとしたきっかけといいますか、その考え方について端的にお聞きしたいと思います。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

この事業につきましては、今、議員からご紹介をいただきましたとおり、国の地方創生推進交付金を活用して、令和2年度からの3年間認可を受けている事業ということで、昨年度は長島製作所の平泉工場の建設に際し、先端設備あるいは研修室を建設する際の補助ということで1億3,500万円、これが1年度目の事業ということです。

人材育成につきましては、今年度と来年度、2年度にわたってこの人材育成をしていくということでございますが、そもそもこのきっかけは、先ほど議員もおっしゃってございましたけれども、特に県南においては自動車関連産業とキオクシアに関わるIT産業の集積というものが進む中で、プログラミング人材というのが非常に少ない、不足をしているということが1つ。それから、長島製作所さんが平泉にいらっしゃったということで、長島さんの先端的なプログラミングあるいは製造業における自分たちで工場を造り上げていくという、非常に全国的にも有数なこういう技術がございますので、この長島さんが立地をする、これを契機にIoTの町として平泉町をつくらせていこうと、そして人材をつくらせていこうというのがきっかけでございました。

議長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

今回のプログラミング講座の応募につきましては、応募要件といいますか、誰でも応募ができ

るということによろしいのか、そして、受講料はかかるのかということと、それから、講師はどういった方をお願いしているのかということ、それから、応募者が定員を超えた場合はどのように選定するのかということをお伺いします。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

今回、プログラミング講座の受講募集に当たりまして、大きくチラシ等にも記載しておりますが、年齢も経験も職歴も関係ないということで、いずれどなたでも将来の手に技術を持って活躍したい方、あるいは起業したい方、そういった方であればどなたでも、ということで、募集に際しての特に制限等は設けていないというところでございます。

それから、受講料につきましては、今回、国の交付金を活用しての事業ということになります。これについては、受講料は無料、これは、先ほどご紹介のありました、先行事例であります県内の自治体でも同様のものに取り組んでおりまして、今現在、2015年からとなりますと、6年、7年ということに取り組んでいると思っておりますが、今現在も無料ということで聞いておりますので、これまでと同様の形ということになります。

それから、講師につきましては、先ほどご紹介いただきました、先行事例の県内の自治体において同様のプログラミング講座を受講し、そして起業された方ということで、現在、東京等の企業と連携をしながらこのスパルタキャンプというものをやっていたらっしゃるNext Revolutionという企業になります。

このスパルタキャンプというものは、非常にプログラミングをやる方にとっては有名なワードになっておりまして、当町もこの名前でも講座を開設することによって、全国的に今、募集があるというふうな状況になってございます。

それから、選考でございますが、こちらにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、学歴、職歴を問わずということで今、受講の申込みを受けておりますけれども、これについては、申込みの際に志望動機というものを結構長い字数で書いてもらおうと。その中で、将来的にどういうふうに自分を成長させていきたいのか、あるいは地域還元したいのかということまで記載をいただくことにしておりますので、そういった内容を当然こちらでも把握をしております。現在においても、それらとか、あるいは将来的な起業の意向であったりとか、転職の意向であったりとか、そういったものを事業者と一緒にやって、これまでの経験の中で、そういったものから受講者の選考ができるというノウハウがこの企業にはあるということで聞いておりますので、今後、締切り後にはそういったところで選考していくということになります。

議長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

現在の応募状況について、公表できる、人数とか、どういう状況かお話しいただけますか。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

今、町内向けには12月の広報で募集をいたしておりますし、それから、全国の募集は、ユーチューブの2つの動画で募集を今、しております。今日現在確認したところ、ユーチューブは約7,000回ほど再生をされているようでございました。

申込みについては、インターネットを使つての専用ページで受けておまして、今現在、10名弱だったと思います。九州、大阪、宮城、当然平泉町もおります、そういったところから、10名弱だったと思いますが、今、申込みがあるということですけれども、1回目の講座はまだ2週間の申込みがありますので、今後も伸びていくものというふうに思っております。

議長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

皆さんもご存じだと思うのですが、八幡平市の職員だった方がそういったことを始められて、中軽米さんというお名前のお名前なのですが、この苗字からして、本当の地元の方なのだということに思ったのですが、その方がお話ししている中に、そういう成功事例として視察に来たいという方がいるけれども、視察に来て全く参考になりませんよという言葉が載ってまして、だから、多分、そういうことなのだ。その町、地域にはその地域の課題があって、全てが違う。よそで成功したから自分のまちが成功するとは全く限らないというそういう考えの下に進めてきたのだということを感じたところなのですが、意欲のある人材であれば応募できると、今、そういうふうにおっしゃいました。

町の、平泉町内にもそういった若い人たちが、仕事を求めている方もいらっしゃると思います。そういう人たちについても情報提供ということは、今、先ほど答弁ありましたけれども、ユーチューブあるいは広報でということでの情報以外は考えてはいないのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

町内でも、そうした将来的に自分を高めて活躍したいというふうな方がいらっしゃるというふうに思いますが、そういった方については、当然広報とユーチューブということになりますけれども、ピンポイントでご案内をするというふうな方法がないものですから、現状においてはそういうことで引き続き募集をしていくということになります。

議長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

やはり、社会の中で再チャレンジできるという若い人たちにそういうことを夢あるいは希望を持たせるようなそういった引上げ方をして育てていくという、そういうことを非常に望むところであります。

次に、来年度に地域おこし協力隊という制度が入ってくるやに、平泉も該当することになるということがあるようですが、この事業との関連についてお話しいただければと思います。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

地域おこし協力隊が、令和5年度からといいますのは、実施計画の現段階での案ということで、先日の総合計画審議会の中で予定ということでお示しをしたものというふうに把握をしてございます。

今後、当初予算の編成等も経まして、3月に実施計画としては確定ということになりますので、今現在、それが確定しているわけではございませんけれども、本事業との関わりにつきましては、いずれこの事業については講座をやって人材を育成して終わり、というだけではなくて、やはり将来的に起業あるいは町内に就職をしながら町内において地域活動のリーダーとして活躍される方、そういった方を育成していくというふうなところが目的として大きくございますので、そういった中で事業として行っていくということになりますが、起業する際には、やはり1人でというわけには、では、あと起業してくださいということにはこれはならないと思いますので、町としてもそういった起業に向けた支援であったりというのは当然していきたいというふうに思いますし、その中で、やはり起業するには、ある程度の資金であったりとか、準備期間というのが必要だというふうに考えてございます。その中で、地域おこし協力隊の条件に、平泉町で採用できる条件に該当される方がいるようであれば、地域おこし協力隊は会計年度任用職員として採用されるというふうなのが多い状況を伺っておりますので、そうしたことでその後の起業に向けての一つの手段として、講座の修了生を地域おこし協力隊としていくということで今、検討をしているところでございます。

なお、地域おこし協力隊につきましては、全国的に約6割の方がその地域に定住をするというふうな統計があります。岩手県はさらに高く、約66%がその地域に住み続け、定住をしていくというふうなデータがございますし、そのうちの3分の1については起業すると、事業を興していくと、会社をつくっていくというふうなことにつながっているという実績もあるようなので、まさにこの事業と連携して実施することによって効果が上がるのではないかとということで検討しているところでございます。

議長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

今回の12月会議の中に入ってきている条例の中の志業支援ハウスですか、そのシェアハウスについて伺いますが、この運営については、町が行うのだと思うのですが、この条件については、受講生が住めるという形には伺っておりますが、そのための家賃とか、そういうことについてはどうなっていますでしょうか。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

こちらにつきましては、今議会において上程させていただいております条例に関わってまいりますので、案という形の中での話になりますが、使用料としては月額9,000円というものを条例ではうたっておりますけれども、こちらにつきましては、プログラミング講座の受講生あるいは起業に向けてプログラミング講座を修了して起業に向かって準備をする方については、無料ということで考えてございます。

議長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

今の答弁ですと、受講生は免除があると、それ以外の、起業したい、会社とかそういうところはまた条件が変わってくるということでしょうかというのが1つ。

それから、多分何人かが住むような形、短期間ではあっても住むような形になると思うのですが、そういったところ、男性もいれば女性もいると思うのですが、そういったところを管理する形まで考えているのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

現在想定しておりますのは、プログラミング講座受講生の宿泊ということですが、修了生はまだおりませんので、まず初めはこの受講生が宿泊する、講座期間中ということになってございますので、その受入れをしていく施設ということになります。

なお、令和4年度においても、引き続き講座、少しずつレベルアップをしていく講座を開設しますので、引き続き参加をされる方につきましては、その期間中も宿泊をできるということにしてございます。

なお、今、お話しありましたとおり、男性も女性もということで同じ施設に宿泊あるいは1部屋に2人あるいは3人というふうなことも想定しておりますが、こちらにつきましては、入居者によるコミュニティーといいますか、これをつくっていただいて、そして、ごみの管理であったり、掃除であったり、施設の管理というものはルールをつくってやっていくということになりますが、当然、大本の管理としては当課が担当していくということになります。

議長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

受講して修了した人たちがこの町で本当にいろんな仕事をつくり出していただくことが本当に期待される場所ですが、そういった場合のシェアオフィスとして想定して、今の想定されている場所はそういったシェアオフィスとして想定していいのかということをお伺いいたします。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

シェアオフィスということになれば、起業される方が、講座を受講して終わって起業する方が志業シェアハウスの中の一部屋を活用して会社を置くということになるかと思いますが、先ほどご紹介いただきました県内の先進の事例においても、受講生の宿泊場所とは別ですけれども、シェアオフィスというものを置いて、その中で数社起業されている方が入居できるというふうなことをやっているというのも聞いてはおります。

ここのシェアハウスにつきましては、当面は受講生の宿泊という位置づけでございますので、定員も20名ということになっています。これ、今年度については、まずは定員以内で収まろうというふうに思いますが、今後、来年度新たに開催するもの、あるいは講座の受講生が出てきて起業に向けて準備する方は宿泊するというようになっていくと、定員が足りないということになりますので、そこを同じくシェアオフィスとして活用できるかとなると、なかなか厳しいのかなというふうに思っています。起業に向けての支援を考える中で、いろいろな方法は検討してまいりたいと思っております。

議長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

シェアオフィスと言ったときに、今、平泉の中に浄土の館がございますが、そういったところも可能ではないでしょうかと思うのですが、このことについてはどうでしょうか。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

浄土の館につきましては、設置目的もございませし、観光客と地域住民との交流あるいは学習の場というふうな位置づけになりますので、今の状態の設置の目的の中で活用していくというのはなかなか難しいと思いますけれども、いろいろな活用ができる部屋もございませので、そういったのも可能かなというふうには思います。それも含めて検討していくということでございませ。

議長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

答弁の中に、起業家が起業家をつくるという答弁がございました。これは具体的にどういふことなのか、お話し願えますか。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

県内の成功事例もありまして、そのお話を聞く中でも、やはりそうかなというふうに思ったところは、プログラミング講座だけを受講して、それだけで起業に結びつくかとなると、そう

はずぐにはならないというふうなお話をいただきました。今回、プログラミング講座は土日開催ということですが、平日については宿題といますか、課題が出されて、受講生の中で協力をし合いながら問題を解決していくというふうなことが行われるというふうに思いますが、前段で申し上げました起業家が起業家をつくっていくというふうなお話の中で、プログラミング講座だけでは起業家に結びつかないところもありますので、平日の空き時間とかに起業された方からお話を聞くというふうな事例を聞いたことがございます。そういったことで、起業に向けての心準備であったりとか、物的な準備であったりとか、そういったことも講義を受けながら新しい起業家をつくっていく、そうした好循環を生み出していくという内容でございます。

議長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

すごいなと思った先行している地域の事例の中に、受講生がもう自分たちで本当に起業家が起業家を生み出す形で、自分たちでもう広げていくと、そういった好循環につながっているということが示してありましたので、いずれそういうことを狙っているのだなとは思いますが、いずれ、課題はどのまちなも一様ではないと思いますので、ぜひ、この平泉の中での取り組みがやはりそういった好循環を生むような、人を育てるという形になってほしいなと思うのですが、交付金については、補助期間は令和2年から4年までの3年間となっております。それで、交付金を基に行って、そしてその後続けて、やはり、質問の中にも書きましたけれども、長期的なビジョンといますか、そういったところで続けていく、あるいは支援していくというようなところも必要かと思えます。

八幡平市の場合は、シェアオフィスを5年間無料で提供しますというふうなところにつながったという事例もあるようです。でも、いずれ財源が伴うとは思いますが、やはり支援するのであればもう最後まで支援するという形をとっていくべきなのではないかなと思います。もちろん、育成した方全てがそれができるとは思いませんが、やはりそういう息の長い支援というのを非常に望むところなのですが、これについてはいかがでしょうか。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

いわゆる人材育成の事業ということになりますので、やはりある程度の時間が、今年度やって来年からすぐというふうなことはなかなか結びつかない部分もあろうかというふうに思いますので、この時間という部分では継続した取り組みが必要だというふうに考えております。

令和4年度までは国の交付金を活用できるということでございますが、その後においても、国あるいは県の補助制度などを活用して、財源について確保していくと、その上で、事業効果を上げるために継続をしていくことが望ましいというふうに考えてございます。この講座については、その講座の先にあるまちづくりを担うメイキング人材、こういったことの育成を目指しているというふうな大きな目的がございますので、そこはぶれないようにしていきたいというふうに思っ

ております。

議長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

I T企業というと、キオクシアとかそういったところを想像してしまって、この7,200名の平泉の町で何ができるのだという、そういう思いもあるのですけれども、やはりいろんな分野の基になっているというプログラミングの基礎といますか、論理的なプログラムを組んでいくという、そういった基礎的なところが基になっているというふうにはちょっと聞いたところなのですが、具体的にどのような分野で生かせるのか、そこを分かる範囲でお話ししていただけますか。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

キオクシアなりトヨタということで、県南といいましても、北上市を中心に、金ケ崎町も含まれますが、企業が集束をしている中で、当町において人材を育成して、通勤圏でございますので、そういった意味では当町の町民の方でもそういった通勤圏の中に就職をしていくというふうなことも一つとして考えられるのではないかなというふうに思っております。

それから、今、お話のありましたとおり、プログラミングが全ての基礎にあるというふうなことで申せば、例えば、農業でも、先日もテレビでやっておりました、自宅にいながらハウスの温度管理をしたりであったりとか、あるいは水口の開け閉めを家の中でやったりとかというのをちょっとNHKでやっておりました、こういったことも想定できますし、こうしたスマート農業といますか、省力化というものは今、農業の課題にもなっているというふうに思いますので、こういった中でそれらを活用できるという道筋をつけながら、若い方々が農業に参入するきっかけがつかれないかなというふうに考えてございます。

それから、当町の主要産業であります観光につきましても、これは、全国的にデータをやっぱり分析をするというのが非常に重要だというふうに言われております。来客される方の8割をもう相手にしないで、2割だけをターゲットに絞っていくというふうなところで成功している事例であったりとか、その際にデータを活用するというのは非常に重要になってくるというふうに思いますので、そういったデータ分析によるターゲット戦略をつくっていくであったりとか、あるいは、製造業、商店においては、在庫管理から新しい製品の開発に結びつけていく。例えば、商店の方でも、プログラミングでどういふことができるかとお聞きしてもなかなか出てこないと思いますので、純粋に、今、商店を営んでいる中でどういふことで苦勞しているのかという、聞く中で、この卒業生あるいは起業家の方々がそういったことに寄り添ってサポートできるソフトを開発していくであったりとか、そういった活用が想定できるのかなというふうに思っております。

特に大きな課題は、高齢者の生活サポートということもございますので、こういったものにもIoTというものは今後非常に普及されるというふうに思いますので、そういった視点も含めて、様々な課題解決につながるためのプログラミングという位置づけで協議会等も設けて、いろいろ

と当町に合う事業を模索していきたいというふうに考えてございます。

議長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

いろいろ伺いました。本当にプログラミング言語という人間にはなかなか理解できないそういうところを学んでいく、今の、これからの若い人たち、子供たちも含めてそういう、高齢者の今、おっしゃいました介護、それがなかなか難しくなってくる、それを見据えてそういうところを取り組んでいく、平泉の中にそういう人材が一つ仕事を興していくようなことになれば、これからの子供たちが夢を持ってこの町で暮らせる取り組みをぜひ息長く続けていくべきだと思います。

次に移りたいと思います。

平泉文化遺産センターにつきましては、先ほどの答弁の中にも、正式なガイダンス施設ができるまでの暫定的な施設であったという答弁をいただきました。私も実は、今は休んでおりますけれども、ボランティアガイドとして10年ばかり、平泉にいらっしゃる人たちをご案内してきました。やっぱり、遺産センターはちょうど中尊寺と毛越寺の間にある、歩いてご案内するには非常にいい施設でございました。それで、いらした方が、先ほどの答弁の中にもありましたけれども、平泉の安倍氏からの本当の成り立ちといいますか、そういったところをきちんと解説をしていく。当時館長でいらした大矢先生がつくられた本当に分かりやすい展示をご案内するのが楽しみでもあったわけなのですけれども、新たに県立のガイダンスセンター、すばらしい形でできましたので、それはそれとして、文化遺産センターの役目というものが私たち町民にとってももっとやはり活用できる施設になってほしいなというふうに思っているところでございます。

この中で、柳之御所以外の町内の史跡あるいは埋蔵文化財、そういったところを統括する施設なのだ、それで、今、無量光院跡あるいは観自在王院跡、中尊寺・大池跡、白山遺跡とか、あらゆるところでの発掘調査が進んでいっていると思いますが、そのこのところの継続的な計画というのは今現在あるのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

千葉平泉文化遺産センター館長。

平泉文化遺産センター館長（千葉登君）

多分、史跡整備の計画があるのかどうかというご質問かとは思いますが、現在は、世界遺産のときに、世界遺産委員会のほうから勧告を受けまして、無量光院跡、それから中尊寺・大池、こちらのほうはきちんと整備してくださいよという勧告があったわけなのですが、無量光院跡については、現在、調査をしながら整備していると、本年度につきましては、橋を架けるということになっております。

それから、中尊寺・大池につきましては、なかなか調査が難航しております。整備の方針も、今、具体的にはどのように整備していくかという青写真がまだできていない状況ですので、こちらのほうの整備につきましてはもう少し時間がかかるのかなということになっております。

また、ほかの遺跡ですけれども、史跡に指定になっていないところについては特に計画はござ

いませんが、当然、開発に伴う調査については、緊急調査等を行いまして、最大限、埋蔵文化財のほうに努めてまいりたいというふうに考えております。

議長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

そのほかに、文化遺産センターにつきましては、郷土芸能祭りあるいは指定文化財保護事業、それから芸術文化団体後継者育成事業など、そういった事業も続けていかれるということでもよろしいのでしょうか。それは、今、継続してやられていることだと思うのですが、文化遺産センターとしてその事業は継続して進めていくということでもよろしいですか。

議長（高橋拓生君）

千葉平泉文化遺産センター館長。

平泉文化遺産センター館長（千葉登君）

教育長答弁のとおり、今までどおり事業は進めてまいりたいというふうに考えております。

議長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

それでは、1つ、最後に教育長にお伺いしたいのですが、もちろん、遺産センターの役目ということでの展示内容は今現在、そのとおり、今の状態で本当にベストで、このままというふうには伺っております。郷土館だったときもあったわけなのですが、平泉の成り立ち、この町の近現代、あるいは明治、大正、昭和の時代の平泉の芸能や農民の暮らし、文化について、文化遺産センターの今後の役割の一つとして、そういった近現代の平泉を取り上げるような、展示を変えることはできないというふうにおっしゃいましたけれども、世界遺産である奥州藤原氏の文化とともに、近現代の平泉を築いてきた人々の暮らしにスポットを当てることも、今の私たちの町平泉にとっても大事なことなのではないかなというふうに思うのですが、そんなことも、私見で結構でございますので、伺えればと思います。お願いします。

議長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

升沢議員さんご指摘のとおり、今まで文化遺産センターの前の郷土資料館ですね、そのときは、民俗資料の展示がたくさんあったようです。というか、私も見たことがあるのですが、それが文化遺産センターになって、今のような展示になったということで、やはり近現代の民俗資料を知ってもらおうということは大変必要だなというふうに個人的には考えております。その必要性については十分理解しております。

それで、では、今の文化遺産センターとどのように関連させていくかというのは、非常に重要な課題かなというふうに思いまして、今後検討はさせていただきたいと思いますが、実は、文化遺産センターは、ご承知のとおり、展示が年表形式で、ゆっくりと平泉の時代を感じて見学して

いただくというような、とても学習するには非常に優れた展示方法をしております。その中で、展示内容の中には、藤原文化が終わってからもうそれでおしまいではなくて、鎌倉時代のこととか、鎌倉時代の平泉とか、それから江戸時代、どのように伊達藩に庇護されたかという部分もずっと記載されているわけですね。その流れの中で、その年表の後に、例えば近現代の平泉の歴史、文化について語れるような、展示できるような工夫も1つ必要かなとは個人的には思っておりますが、資料館として違うところとか、違う場所に、同じ建物の違う場所にとりああたりはまだ全然考えておりませんで、取りあえず県のセンターができたので、役割をしっかりと位置づけてということで考えておりました。

議長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

私たちがなれ親しんだ郷土館、そして平泉文化遺産センターということで、これからもガイダンスセンターとともに町の人たちが活動だったり、見学だったり、そこで学習だったり、子供たちも含めて利用できる場所になっていけばいいなというふうに思っているところです。

以上、私の質問をこれで終了させていただきます。

議長（高橋拓生君）

これで升沢博子議員の質問を終わります。

55分まで暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時41分

再開 午後 1時53分

議長（高橋拓生君）

それでは、おそろいですので、再開いたします。

通告3番、高橋伸二議員、登壇質問願います。

8番、高橋伸二議員。

8番（高橋伸二君）

眼鏡が曇りますので、マスクを外させていただきます。

それでは、質問の趣旨について申し上げます。

ご案内のように、総務省消防庁は、全国的に減少傾向が続く消防団員の確保に向けた待遇改善策の一環として、本年4月13日、全国の自治体に、法律の規定に基づき通知を出したことはご承知のとおりでございます。武田総務大臣は、本通知の発出に併せて行われた記者会見の席上で、消防団員の報酬等の基準、必要な条例改正などを来年の4月1日までに行っていただく内容の通知であると、この処遇改善は、消防団の労苦に報いるものであり、団員の士気向上、消防団員数の確保にもつながるものと認識していると、このように発言をいたしました。

ご案内のように、岩手県内の消防団員の条例定数は2万5,546人ですが、それに対する

団員の充足率は81.8%であります。本町においては、条例定数260人に対し、今年の4月時点で198人であり、その充足率は76.15%となっています。しかも、過去3年間で消防団員が20人も退団をすると、減少すると、本町においても減少傾向に歯止めがかかっていない実態がございます。

減少の背景には、少子高齢化などによつての団員の減少傾向や、近年、特に風水害を中心とする災害が多発化したり激甚化する中であつて、消防団に求められる役割は多様化、複雑化しており、消防団員個人の負担も増加していることが挙げられています。加えて、全国的に消防団、特に一般の団員に対して支払われる報酬額の低さとその報酬が全額個々人の団員に届いていない消防団の実態が社会問題化しています。会社勤めなどで平日の出勤が難しい団員も増えている中で、こうした課題を解決することなくしては、消防団員の減少に歯止めがかからず、ひいては地域防災力の低下につながり、地域住民の生命、身体、財産の保護に支障を来すことが懸念されています。今般の総務省消防庁の通知は、こうした現状の課題解決を目的に、消防団員に対する適切な処遇の在り方と担い手の確保につなげることを目的に示した方針であります。

このような背景を基に、私の質問は、平泉町消防団条例の見直しと消防団員の処遇等の改善に関わつて4点伺うものであります。

1つは、総務省消防庁が本年4月13日に発した「通知」を受けて、本町で取り組むべき課題とそれに対する対応・措置について伺うものであります。

2つ目は、消防団員の処遇等に関する改善とその改善の基準について伺うものであります。

3つ目は、消防各分団の屯所、屯所の附帯施設あるいは設備などの維持管理の現状と町当局の認識について伺うものであります。

4つ目は、消防団の運営に必要な経費の在り方について伺おうとするものであります。

以上です。

議 長（高橋拓生君）

青木町長。

町 長（青木幸保君）

高橋伸二議員からのご質問にお答えをいたします。

平泉町消防団条例の見直しと消防団員の処遇等改善に関連して、本町で取り組むべき課題とそれに対する対応・措置についてのご質問がありました。

議員ご指摘のとおり、全国的な消防団員数の減少が地域防災力を低下させ、地域住民の生命、財産の保護に支障を来すという現状の中、消防庁から消防団員の処遇の改善等に関する通知が発出されたところであります。

本通知は、消防団員の報酬の見直し等を含め、必要な条例改正や新年度予算への必要額の計上など6項目の取組事項が明記され、この中で、非常勤消防団員の報酬等の基準及びその留意点、また、基準に併せた条例改正の参考資料等が示されました。今回示された内容は、国で設置した「消防団員の処遇等に関する検討会」が中間報告としてまとめたものであり、消防組織法に基づく消防庁長官による助言、勧告、指導であります。通知を受け、町では、県内市町村の対応状況等も含め、この間、町消防団分団長会議等、意見交換をしてきたところであります。課題として

は、消防団員の報酬を含めた処遇改善の基準についての明確化と併せ、消防団員の定数見直しの検討、また処遇改善が消防団員数増に必ずしもつながらないのではないかという意見もいただく中で、消防団員数増加のための方策をどう講じればよいか大きな課題であります。

対応・措置であります。報酬直接支払いなど容易に対応できるものは措置をしたところですが、報酬の増額等処遇改善につきましては、県内市町村の動向等、また、町のその他の特別職報酬との兼ね合いもありますことから、もう少し時間をかけて検討して、対応してまいりたいと考えております。

次に、消防団員の処遇等に関する改善とその基準についてのご質問がありました。

このたび国から示された基準は、消防団員の年額報酬、出動報酬ともに県内市町村の平均を上回っております。したがって、前段で申し上げたとおり、県内市町村の動向等、また、町のその他の特別職報酬等との兼ね合いもありますことから、国の基準どおり一律に決定すべきかも含めて、財政的な面も考慮しながら決めてまいりたいと考えております。

次に、消防各分団の屯所、附帯施設、設備などの維持管理の現状と町当局の認識についてのご質問がありました。

町では、毎年度、各分団から屯所及び附帯施設、設備等の維持管理に係る要望をいただき、優先度、緊急度を考慮し、予算措置しているところであります。なお、当然のことながら、各分団の全ての要望に対応できかねることもございます。可能な限り、計画的な維持管理に努めるよう、各分団にご理解をいただいております。

次に、消防団の運営に必要な経費の在り方についてのご質問がありました。

平成23年度から、町消防団運営補助金交付要綱を策定し、各分団へ消防団の運営に要する経費を補助することによって消防団の円滑な運営と消防団員の育成を図ることとしております。分団割と団員割で補助金を交付しておりますが、研修費や会議費、事務費のほか軽微な修繕や管理上必要な備品など幅広く分団の運営管理に必要な経費を措置しているところであります。

以上であります。

議長（高橋拓生君）

高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

ただいま町長から答弁いただきましたけれども、この町長の答弁の内容というのは、消防庁の通知が全国の地方自治体に対して勧告、指導したものだ、こういうことの認識を示しながらも、個別の私の質問の各論についての答弁は、今後の対応をどのようにするのか極めてファジーな内容だと、このように冒頭申し上げざるを得ません。

答弁にあったように、消防庁の今回の通知は、消防団員の処遇の改善に向けて今後必要な措置として地方自治体が何をしなければならないのかと、このことを通知として勧告をしているわけなのです。しかも、答弁にあったように、消防組織法という法律に基づいて出している文書なのです。そして、その内容の中では、特にも非常勤消防団員の報酬の基準というものについて厳しく問うているわけです。その上で5項目の課題を指し示しています。しかし、今の答弁は、そう

した通知を求めていることに対して認識は示したけれども、具体的に町がどうするかということについては触れられていない。

そこでお伺いします。このような内容の通知が今回総務省消防庁長官から出されたことに対して、町としてどこにその理由があって、背景はどこにあるのかということ、これをどのように認識をされているのかお伺いします。

議長（高橋拓生君）

菅原総務課長。

総務課長（菅原幹成君）

議員ご指摘のとおり、国のほうから4月に通知がございました。これにつきましては、やはり全国的に消防団員数の数が減少していると、それから、近年は東日本大震災以降、激甚的な災害が多発しているというふうなことで、そのことによって防災力の低下、あるいは消防団員に係る負担が増加しているというようなことで、そういったことで処遇を改善して、少しでも防災力を高めていくというふうなことで通知というふうに捉えております。

ファジーなというふうなことですけれども、これまで、先ほど町長が答弁したとおり、分団の中でも意見交換をしておりますし、あと、県内の市町村のこの通知を受けた対応状況等も県を通じて情報収集をしております。この中ではっきり方針が定まっているのは、県北のある市のみで、今は、ほとんどの市町村が検討している状況というふうなところであります。したがって、これから、3月までの間ですけれども、それらの情報等を見極めながら、適正な処遇改善、こういったものに対応していきたいというふうに今、考えているところであります。

議長（高橋拓生君）

高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

先ほどの答弁の中では、いわゆる分団長などと情報交換をしまして、その中で、後ほども触れますけれども、いろんな意見が出された模様ですが、本町としての最大の課題は、団員増加のための方策だと、こういうことを答弁で述べられたわけですよ。それは、まさに木を見て森を見ない論点ではないですか。なぜ団員が増えないのかというのは、いろんな要素、要因があるわけですよ。だからこそ、この消防庁の通知というのは、5項目にわたって出ているのです。

では、私、具体的に聞きます。私が見る限り、この消防庁通知から見える平泉の課題というのは6つあるのです。

1つは、現行の出動手当を改めて出動報酬に変えなさいと。これ、やりますよね、当然のことに。

2つ目は、いわゆる団員と言われる階級、ここにある団員の年額報酬、これまで総務省消防庁は年間報酬3万6,500円を標準とするということで、地方交付税算定の基準額としてもこの3万6,500円という数字を出しているのです。ところが、本町は2万4,500円ですよ。これとの整合性を図らなければいけないというのがあるわけ。それに対して、今、総務課長が答えたのは、県内の市町村ほとんどが検討中だと、他の市町村との均衡を見ながら改善を考えると。さらに、

答弁の中では、先ほど町長答弁の中では、現行の平泉の報酬や出動手当、これは県内の市町村と言っているけれども、市町村の標準は出ていないから、町村の標準額から上回っているからいいのだという、そういうふうに取り取れるような言い方をしているわけ。しかし、後でも触れますが、考えてください。なぜ、全国的に全部の自治体にこの文書を出さなければいけなかったのかと。それは、消防庁が交付税算定基準額として出している金額を全国的に下回っているから、今回、改めて来年3月までの間に正しなさいということなのですよ。これが2つ目です。

3つ目、現行の出動手当、4月以降の出動報酬の額、これは、災害に関する出動は1回当たり8,000円にしなさいと。今、7,000円を交付税算入基準額にしているのです。総務省は。平泉は2,300円ではないですか。半分以下ですよ。現行7,000円の。それでも、県内市町村の平均より高いという言い方で事をしようとしているわけ。これも大きな課題。

4つ目、来年の3月末日までに消防団条例の改正が必要だと、しなさいと言っているわけ。本町の消防団条例、総務省が示している案と抵触するところがありますよね。サービスの基準ですよ。直さなきゃいけないのではないですか。

5つ目、関連して、現行の平泉の特別職職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例、この改正も必要になってきますよね。例えば、第3条の別表、なぜそういったことについて答弁の中で触れられないのですか。これから深く掘り下げていきますけれども。

そして、6つ目、この年額報酬あるいは出動報酬の改正に併せて条例改正をしなさいと、それは年度末までですよと。そして、新年度当初予算にそれに見合う予算を計上しなさいと、適切に計上しなさいと、このようになっています。

そこでお伺いします。この6項目の取り組みについて、それぞれ来年の3月までに整理されるという理解でよろしいですか。

議長（高橋拓生君）

菅原総務課長。

総務課長（菅原幹成君）

今、6点ほど、7点ほどですか、質問がありましたけれども、最後の部分については、3月定例会のほうに上程させていただきたいというふうに考えてございます。

議長（高橋拓生君）

高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

3月会議に上程をされるということですから、今回、総務省が示した一つの基準、ここをしっかりとクリアするようにご検討をお願いしたいというふうに思います。

それで、先ほどの答弁で、あたかも平泉の年間報酬や出動手当が県内市町村の平均よりも高いということではなかったから、反論をしなきゃいけないのですけれども、まず、年間報酬で言うと、副団長以下の報酬で低いのは、班長が2,700円少ないです。一般団員は1万2,000円少なくなっていると。本年4月時点の全国の団体規模別町村平均数、平均値というのが出ていますが、これは、団員で3万925円、班長で3万6,387円、岩手県内の19の町村の平均額は、団員で2

万1,966円、このことを指して、本町は2万4,500円だから高い、あえてすぐ変える必要はないのだというところに答弁をすり替えていると思うのですが、しかし、そこには消防庁の通知というものが無視をされていると。私の理論からすれば、そういうふうになるのです。私の理論からすれば、このことを覚えておいてください。

それから、現行出動手当、これは、標準額である地方交付税算入単価は、令和3年度までは7,000円です。1回出動7,000円を出ている。しかし、本町は2,300円。火災の場合も2,300円、警備の場合も2,300円、訓練も2,300円、後で触れますが、火災現場に消防団員が出動するというのは、自らの命を常に危険にさらしている状況、計画的に実施される訓練や警備だとか、そういうものとは全く異質なのだけれども、しかし同じ金額だと。やっぱり、そういうところにしっかりと目を向けてやらないと、消防団員増加のための方策が最大課題だとは言いながらも、手厚い対応というのができていないというふうに私には見えてしようがありません。

いずれにしても、答弁にありました県内市町村の平均を上回っているというものの、全国の町村平均よりも下回っていると、このことだけはしっかり受け止めていただきたい。

ところで、町長答弁では、個別の質問に対してはもう少し時間をかけて検討して対応してまいりたいと、このように答えられました。残された処遇改善の期間というのは、限られているわけでございます。そこで伺いますが、現行の消防団条例、それから特別職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例、これについての改正手続きはどのように進められますか。

議長（高橋拓生君）

菅原総務課長。

総務課長（菅原幹成君）

これから、この国の通知も踏まえながら、あるいは県内の状況等も確認する中で、処遇改善についてはやらないと、平均以上だからやらないと言っているわけではなくて、それに基づいて考えていきたいと考えておりますし、消防団条例、それから特別職の給与等々の2つの条例につきましては、当然改正しなければなりませんので、報酬等審議会等も最後には開いて、あるいは消防委員会、そういったものも開催しながらまとめていきたいというふうに考えてございます。

議長（高橋拓生君）

高橋伸二議員。

8番（高橋伸二君）

処遇の改善はやらないというわけではないと、この通知等も相まって、バランスを見てやるということだというふうに思うのですが、そうすると、どういうことが今まで本町消防団員の処遇を決定するに当たって不透明だったかということがやっぱり白日の下にさらされると、しっかりとこの通知を生かした処遇改善につながっていかないというふうに思いますから、お聞きをします。

平成14年に、団長以下団員まで8つの階級で報酬の減額が行われています。これは、どのような審議結果を踏まえて減額をされたのですか。

議長（高橋拓生君）

菅原総務課長。

総務課長（菅原幹成君）

公務員の給与につきましては、ご承知のとおり、人事院の勧告に基づく給与の勧告制度に基づき決まっているわけですが、平成14年という年は、この制度が始まって以来のマイナス勧告、約2%の給与減額の勧告があった年であります。昭和35年からずっと増額で来ていたものが初めてマイナスになったということで、その勧告の内容では、特別職の報酬についてもマイナスというふうな形でした。その当時は、それで、報酬等審議会を開きまして、8つの階級ですね、消防団の8つの階級について、100円単位というふうなこともあって、一律の、同じ率ではありませんが、おおむね平均すると2%の削減となったところでございます。

議長（高橋拓生君）

高橋伸二議員。

8番（高橋伸二君）

今言われたことは、私は、少なくともこの平成14年の段階でも、消防庁のいわゆる団長以下団員までの交付税算定基準額として出している金額に現行と変わりはないわけですよ。しかし、本町がそれを大幅に下回る額を支給していながら、人勸に見合っただけ減額をした、特別職だから、ということをやったわけですよ。しかし、消防団員以外の特別職と言われる方々の報酬というのは、果たしてそれまでの人事院勧告に倣わないような報酬だったのでしょうか。そうではないはずです。だから、人事院勧告で減額の方が出たから、特別職である消防団員報酬も減額したということは道理が通らない。

例えば、皆さん、第6次総合計画の中で、職員の給与とそれから定数について述べていますよね。それを決めるくだりのところで、何と書いていますか。人事院勧告などを踏まえて、と書いていますよ。まさに今、課長が答弁されたことと同じですよ。そういうことを正当化するのであれば、そもそもが本来支払われるべき年間報酬額を支払っていた上でやらなければいけない。最後に触れますけれども、この消防委員会の在り方についても触れますが、やっぱり場当たりの体制だから駄目なのです。だからこそ、今回の消防庁の通知を受けて、本気になって地域防災力を高めるのだと、総合計画にもあるではないですか。これも後で触れますが、本気になって、ここは身を切る思いで是正をしていかないと、改善をしていかないと、私は強くこのことを訴えておきたいというふうに思います。

同様に、平成28年には、分団長、副分団長の報酬が大幅に引き上げられました。しかし、班長や団員の報酬は据え置かれたまま、分団長や副分団長の報酬は、消防庁が示している金額よりもぼーんと跳ね上がったわけですよ。上げたことを悪いとは言わない、だけれども、やっぱりそこには誰が聞いても、誰が見ても道理が通っているものでなければ私はいけないというふうに思います。

そこで、もう一点お聞きします。平泉町の特別職の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の第3条別表、この中に、部長の報酬として交付税算入単価の2倍の金額7万4,000円が明示されています。これはどのような理由によるものですか。

議長（高橋拓生君）

菅原総務課長。

総務課長（菅原幹成君）

先ほど、平成14年の減額のことを申し上げましたけれども、平成28年度に、当時、行政区長の報酬と消防団員の報酬と農業委員の報酬の3つの職の報酬を引き上げております。これは、報酬等審議会の中で消防団についても引き上げるということで、そのときについては、県下の状況を見まして、先ほど来お話ししておりますけれども、平均より下回っているところを上げたというふうなところでありますけれども、そのうち、本団の金額、それから交付税算入額の金額のことですけれども、こちらでは、消防団の規則を見ていただければ分かるのですが、平泉町消防団規則の4条のところに、当町で言う本部長については分団長と同格の階級となっております。ただし、交付税算入額の中における部長というものは、分団長の2段下の格付になっています。そういったことから、約2倍の金額に、比較するとなっておりますので、そもそも、階級が交付税算入で見ている部長というものと当町の部長、つまり本団部長については階級が違っていることから、そういった差異が生まれているというふうに認識しております。

議長（高橋拓生君）

高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

分かりました。

そうすると、予算書への計上は改める必要がありますよ。分団長で、12人で計算しているではないですか。今のお話でしたら、きちっと本団の副部長ということで明記をすると、そのほうが親切ではないでしょうか。

ところで、交付税算入単価の平均を下回っている部分を上げたのが分団長と副分団長だと、それはいいのですが、なぜそのときに班長や団員を上げなかったのですか。1万2,000円も引き下げられている団員を、一般団員を。これは、答えをもらうために言ったわけではありませんから、やっぱりそのように全体的なバランスをしっかりととりながら対応していくということが必要ではないかというふうに思います。

そこで、先ほどの町長答弁の中では、消防団の報酬を含めた処遇改善の基準の明確化、これが分団長会議等で意見交換した際に出された課題だと、このように述べていますが、肝心のその処遇改善の基準というものについては何の言質もなかった。これ、やっぱり、来年3月に向けて改正をしていく上での大きなポイントになるわけですよ。総務省の通知も、その基準を明確にしないで、設けなさいというふうには書いていないわけですよ。したがって、私は、この基準というものについてしっかりしたものをつくっていただきたいと。

それで、先ほど、本町の団員の報酬が、県内の市町村という言い方をしていますが、市町村の平均より上回っていると言っているけれども、例えば、個別に市町村の実態を見てみると、金ヶ崎町だとか、北上市だとか、こういうところは、総務省の指導どおり団員に対して3万6,000円払っているのではないですか。3万6,500円か、そういうところもあるわけですよ。だから、今回

の消防団の通知というのは、全国的にほとんどの市町村の団員階級、団員階級ですよ、団員階級の報酬があまりにも低額なことに対して、今回、全国統一の取扱いとして通知をしたと、私はこのように理解をしているわけです。

そこで、ちょっと長くなりますけれども、大事なことですから述べさせていただきますが、町では、平泉町地域防災計画の策定をしています。この計画は、言うまでもなく2つの法律をよりどころにしています。1つは、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律、もう一つは、災害対策基本法の規定に基づき策定をされたものであります。この地域防災計画の第3節に、地域防災活動活性化計画というのがあります。その5項に、消防団の活性化として、町は次の事業等を積極的に推進するとして、第4目めで、消防団の報酬、出勤手当の引上げ、表彰制度の充実などにより処遇改善を行うと、このようにうたっていますよね。先ほどの答弁は、この明文化した平泉町地域防災計画の中で明文化をした取り組みからも後退する姿勢と私は言わざるを得ないと。

さらに言えば、本町の最上位計画である第6次総合計画、ここにおいても、消防体制の充実と地域防災力の強化を取り組むとして基本目標に掲げ、前期基本計画では、消防団の体制強化などを掲げています。まさに、この4月13日の総務省の通知、そして本町の地域防災計画、そして第6次総合計画、この3つが三位一体の取り組みとして消防団の処遇の改善、体制強化、地域防災力の強化を求めている。もう避けては通れないですよ、この処遇改善の取り組みというのは。そうではないですか。このことについて、どのようにお考えでしょうか。

議長（高橋拓生君）

菅原総務課長。

総務課長（菅原幹成君）

防災計画の中でも触れているというのはそのとおりでございますし、先ほど来、国の通知については、この指導、勧告というふうな立場で、性格上はこういったものには対応していくことで今は考えているところでありますけれども、8つの階級で今、それぞれ報酬が定まっておりますので、それらのどういった金額にするかというのは、ただ単に交付税算定額のとおりというふうなところではありませんし、あとは、この国の通知で、具体的に消防団の年額報酬あるいは出勤報酬については額を示されておりますが、そのほかについては、これを標準として、というふうな表現でありますので、それらも加味しながら、いずれ、全体的なことをこれから決めていこうというふうな段階でありますので、決して処遇を改善しないという、後退したという考えではございませんので、その辺についてはご理解いただきたいというふうに考えてございます。

議長（高橋拓生君）

高橋伸二議員。

8番（高橋伸二君）

いわゆる消防庁の通知を基準なり標準として加味をしながら検討すると、このことについて私はとやかく申し上げる立場にはありませんので、消防庁の通知の持つ目的、意味というのをしっかり反映させていただければ、それはそれでよろしいのではないかというふうに思います。

ところで、先ほどの答弁では、国の基準どおりに一律に決定すべきかも含めて、まさに今、課長が言われたことですよ、一律に決定すべきかも含めて、財政的な面も考慮しながら決めていきたいと、このように述べられました。そこで、私は、時間がなかったものですから、令和2年度予算、決算、令和3年度予算、これを基に総務省消防庁が示している消防団員の一般団員、団員階級の報酬を3万6,500円にした場合にどうなるかということについて試算をしてみました。ただし、その前提は、令和3年度予算の計上団員数というのは240ですが、私は、本年4月の実団員数198名で試算をしてみました。同時に、総務省の中には示されていない機能別団員、それから機関員、これについても一定程度引上げをすると、現行から18%ほど上げるということを前提にしてやった結果、令和3年度予算に対しての不足額は65万8,500円になります。

令和2年度の非常備消防費の不用額は317万2,259円なのです。これを平成28年から令和2年までの5年間で平均額を出してみますと、非常備消防費の不用額というのは平均で240万なの、これぐらい出ているのです。したがって、単純に見ても、240名で予算計上をしていて、実団員数が198名しかいないということは、当然支払報酬額が下がるということは分かるわけですよ。だからこそ、先ほど言った不足額が65万8,500円になるけれども、しかし、非常備消防費の不用額としては、令和2年度は317万も出ていますよということで見ました。

それから、出動手当、これは日額2,300円に平泉の場合はなっていますが、それを風水害以外の手当を3,500円、現行7,000円の半額にした場合にどうなるかということで見ました。これは、現行予算計上されている手当額との差額は218万9,000円の増になります。これは大きいです。それに火災等が発生すれば、さらに加味されます。あくまでも、予算計上されているのは訓練出動手当、ラッパ隊の訓練手当、消防操法訓練手当、これだけ見ていますから。これは流動性があります。しかし、火災の発生しないことに越したことはないわけですが、この2つを合わせて、令和3年度に予算計上されている報酬と手当の総額は1,110万8,000円です。私が試算をした報酬と手当を増額改正した場合の合計額は1,365万6,000円です。

消防費全体の不用額は、令和2年度で580万円余り出ています。消防費全体では。したがって、決して、先ほど課長が答弁でお話をされた、基準標準として加味はするけれども、必ずしもそうなるとは限らないという、このように受け取れる答弁をされたわけですが、現実には、現在の実消防団員数を見たときには、対応が可能であるということについて分かっていたらいいというふうに求めておきます。

そこでお伺いします。本年の4月にこの通知が消防庁から出されて、庁舎内では、それに対応するための財政的なことも含めて検討するという答弁でしたから、財政的なことを含めて検討された結果の今日の答弁なのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

菅原総務課長。

総務課長（菅原幹成君）

この財政的な面ということですけども、先ほど高橋議員が試算したような形での試算はしてございません。ただ、この国の通知で示されている団員の3万6,000円という標準的な額につい

ては、今現在、当町では団長14万3,200円を上の方に、下のほうに、機能別団員までいくと1万円、団員が2万4,500円ですが、団員を1万2,000円上げることによって、今度は機関員、班長、副分団長、分団長等々、それらをどうするかというふうなそういったバランスとかもありますので、やはりそういったことで一概に、団員の標準額については示されておりますけれども、それらの全体を、それでは交付税算定額のとおりに行くのかというと、そういうわけでもないのかなど。交付税算定額の単価から基準財政需要額を算出してみますと、毎年度、大体1億7,000万前後で推移しているわけなのですが、当町の支出については、今年度は防災無線の更新があるために4億を超えている額ですが、大体は2億前後で基準財政需要額は上回っている額の予算規模になってございます。

もともと、この交付税というものは、人口10万人を基本としたそういったところで、それぞれ団員費用からいろいろ計算して出されておりますので、全てにおいて道路とか教育、そういったものがそのとおりにいくというものでもありませんので、やっぱり地域の実情に併せた形で対応するというふうな認識でおりますので、そういったことから、今後、当町にふさわしい報酬額というものを定めていきたいなというふうに考えております。

議長（高橋拓生君）

高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

私は、今の答弁は看過できません。なぜかという、団長は、算入額単価に対する割合は173.58%ですよ。副団長139.28%、分団長は146.53%、副分団長が123.08%。以下が問題。班長は61.25%、機関員は49.11%、団員に至っては43.75%。この格差の是正をしない中で、団員を上げれば、団長以下副分団長までの見直しをしなければならぬとなぜなるのですか。みんな100%一律にもらっているのなら、その理論は成り立ちますよ。そこはやっぱり、本当にこういう調査をしてみてくださいよ。現実にならっているのかということ。もう時間ありませんから、これ以上この部分は議論しませんけれども、確認だけさせてください。

1つは、基準の策定をするのですか、しないのですか。

議長（高橋拓生君）

菅原総務課長。

総務課長（菅原幹成君）

国の通知では、基準の作成についてということで各市町村のほうに示されたところでありますけれども、当町において独自に基準を作成するところまでは、今のところは考えてございません。

議長（高橋拓生君）

高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

何のために分団長などと意見交換をやられたのですか。基準の策定が必要だと言われたではないですか。ね。おかしいでしょう、今の答弁は。当事者から言われてもそういうふうにする。

私は、先ほど話しましたように、総務省の通知を基準標準としつつも、それに固執はしませんよと、課長言ったようなことに私は否定しなかったわけだ。その上でも、やっぱり団員の皆さんが納得できる基準というのが必要ではないですかということをも求めたわけですよ。そこが分かってもらえないというのが非常に残念なのですが。

それから、次、伺います。先ほどもちょっと触れましたが、火災等の出動の場合は、自らの命を危険と隣り合わせにしながらの消防活動になるわけですよ。そういった出動手当、4月からは出動報酬になりますが、出動手当が火災も警戒も訓練も一緒だというのはおかしいではないですか。これはしっかり改まりますよね。

議長（高橋拓生君）

菅原総務課長。

総務課長（菅原幹成君）

今回は、出動手当につきましては、出動報酬というふうなことに、というふうな内容でございますので、これについては出動報酬というふうに変更したいというふうに思います。

なお、今現在の手当というものについては、実働1回当たりというふうな考え方で支給されておりますので、今後の出動報酬という考え方は、8,000円という額が示されておりますけれども、これは1日7時間45分で8,000円というふうな考え方だと思っておりますので、そういった点で処遇改善のほうは進めたいというふうに考えてございます。

議長（高橋拓生君）

高橋伸二議員。

8番（高橋伸二君）

1日当たりが1回当たりになるということと、それから8,000円の算定基準の基になったのは何かというと、予備自衛官などの報酬を一つの参考にして指し示したものだということになっているわけですから、そういったところまで丁寧に総務省は出しているわけです。ぜひ読み入れてください。

そこでお伺いします。今度は、出動手当に代わって出動報酬と改めると、報酬と改めるわけです。出動した団員に対する報酬はどのように支給しますか。

議長（高橋拓生君）

菅原総務課長。

総務課長（菅原幹成君）

実出動報酬という部分になりますので、実働に対する報酬というふうなことになろうかと思っておりますので、災害時において各分団でそれぞれ出動した、これまでも人数等の報告をいただく中で、今後は時間等についての報告を受けて、その上で支払うということになろうかと思っております。

議長（高橋拓生君）

高橋伸二議員。

8番（高橋伸二君）

それはいいのですが、団員個々人の口座に振込をするということですか。それとも、分団にま

とめてやるということですか。

議長（高橋拓生君）

菅原総務課長。

総務課長（菅原幹成君）

今回の国の通知の中にも触れられておりますけれども、団員個々に支払うというふうな方向で、今年度からこれについてはすぐに対応しておりますので、これまでは団員が委任状をもらって分団の口座のほうに入っていたわけですが、今年度からこれについては個々に、口座のほうに入る形となってございますので、今後もそのようにしたいと思います。

議長（高橋拓生君）

高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

今の課長の答弁で、団員から委任状をもらって団にお金が行っているという、そういう趣旨の話だというふうに思うのですが、消防団の団員報酬の現状についてお話をしたいというふうに思います。

私の知る限り、消防団員への報酬は、今年から個人口座に振り込まれているものの、いわゆるそれぞれの分団が委任状なるものを使って、全団員の報酬額のある分団では9割、これが分団の活動費として流用されているわけです。1割しか団員には報酬が入っていないという現実がある。これは、多分皆さんご存じだと思うのです。言い換えれば、消防団という会社は、社長以下社員全てが給料、お金を払って企業経営をしているということに等しい、こういう実態が町内の分団の中には介在をしているわけです。

消防組織法をひも解くまでもなく、条例の定めによって消防団員は名実ともに行政組織の一員として組織をされている、特別職員になっているわけですよ。だからこそ、今回の通知も、あるいは消防組織法7条も、消防団の運営に必要な経費というのはそれぞれの自治体が負担をなさないと、このようになっています。

そこでお伺いします。こうした分団の運営などが消防団員の報酬によって賄われているということについて、早急に改善をする必要があると考えますが、いかがですか。

議長（高橋拓生君）

菅原総務課長。

総務課長（菅原幹成君）

消防団の各分団の運営につきましては、これまで委任状をいただいて口座に振り込んでいたということで、個人それぞれの報酬についての使途については、こちらでは把握しておりませんが、平成23年に消防団運営補助金という制度を創設して、軽微な修繕であるとか、あるいは事務経費的なものはそれぞれの分団で円滑に分団の運営ができるようにということで措置しておりますので、そちらの経費については、こちらで把握はしてございます。ですので、報酬についてどのようにしているかということについては、各分団のほうにもう任せられているというふうなところであります。

議長（高橋拓生君）

時間過ぎていますが、特別といいますか。

高橋議員。

8 番（高橋伸二君）

ありがとうございます。

答えを求めようとするものではありません。今、課長がお話しになった補助金の関係について、いわゆる、本来、消防費の需用費として賄うべきものなどを個別に分団に出している、いわゆる補助の交付金の内容が統一化されていないと、ここだけ指摘をしておきます。新年度からは改めていただきたい。

以上で質問を終わります。

議長（高橋拓生君）

これで高橋伸二議員の質問を終わります。

3時10分まで暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時55分

再開 午後 3時08分

議長（高橋拓生君）

それでは、おそろいですので、再開いたします。

通告4番、氷室裕史議員、登壇質問願います。

4番、氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

通告番号4番、氷室裕史です。

今回の一般質問は、大別して2問ございます。1問目は、当町の農業振興についてです。

その中の1点目に、遊休農地は一般的にイノシシのすみかに適していると言われております。当町の遊休農地の現状と今後の展望について伺います。

2点目は、今後の鳥獣被害防止対策に関し、町民からの要請に迅速に対応するためにどのような策を講じているか伺います。

3点目は、農業従事者の高齢化、担い手不足が当町の基幹産業である農業に多大な影響を与えています。担い手不足の解消にどのような方策を考えているのか伺います。

2問目は、移住・定住の推進についてであります。

1点目は、当町の空き家バンクの現状について伺います。

2点目は、移住・定住施策の取組と成果について伺います。

以上について、答弁をお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町 長（青木幸保君）

氷室裕史議員からのご質問にお答えをいたします。

農業振興に関して、当町の遊休農地の現状と今後の展望についてのご質問がありました。

農地法において、「現に耕作の目的に供されておらず、かつ引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地」及び「農業上の利用の程度が周辺の地域における農地の利用程度に比し著しく劣っていると認められている農地」を遊休農地と定めているところであります。この法律の趣旨にのっとり、農業委員会と連携しながら優良農地の確保と有効利用の促進を図っていくために遊休農地の発生防止に取り組んでおります。

当町の遊休農地の現状は、令和3年3月時点で、農地面積1,430ヘクタールに対して遊休農地面積は14ヘクタールであり、遊休農地の割合は0.97%であります。遊休農地の割合はほぼ横ばいですが、今後は、農業従事者の減少や高齢化の急速な進行、後継者不足等による農業労働力の低下により、特に中山間部での遊休農地の増加が懸念されます。遊休農地は、周辺農地に悪影響を及ぼし、その解消には多額の費用を要することから、農地の適正な管理により荒廃農地の発生防止に努めてまいります。

次に、鳥獣被害防止対策に関し、町民からの要請に迅速に対応するためにどのような策を講じているかのご質問であります。

令和2年度の捕獲依頼件数は11件であり、被害者から依頼を受けた場合は、町有害鳥獣捕獲等取扱要領に基づき被害状況を的確に把握し、その結果、原則として被害防除対策によっても被害が防止できないときのみ捕獲を許可し、実施隊に捕獲の任に当たっていただいております。鳥獣による農作物被害は、令和2年度が被害面積829ヘクタール、被害金額1,315万円となっております。被害面積、金額は横ばいですが、依然として高い水準にあり、営農意欲の減退ともなっており、数字に現れる以上に深刻な影響を及ぼしていると認識しております。今後も、被害防止計画に基づき、捕獲、防除、環境整備を組み合わせた総合的な対策を実施してまいります。

次に、担い手不足の解消にどのような方策を考えているかのご質問がありました。

当町の農業従事者数は、令和2年の農業センサスによりますと、1,609人で、平成27年から460人減少しており、そのうち65歳以上の従事者は799人と約50%が高齢者であります。農業就業人口が大幅な減少を見せているだけでなく、担い手の高齢化が進行しており、担い手不足は現状で抱える大きな課題となっております。今後、高齢農業者のリタイアが急速に進むことが見込まれる中で、青年層の新規就農者や地域農業の担い手として期待される認定農業者など、次世代を担う意欲ある担い手の育成、確保に向けた取り組みとして、就農相談や研修制度、農業経営などの必要なサポートを行ってきておりますが、さらに充実させるよう取り組んでまいります。

また、農家の大部分が家族労働を主体とした家族経営であり、農業の中心的担い手であります。家族農業を通じ、多くの方が農業に従事し、農地等の地域資源や農村の維持に貢献をしていただいております。子や孫等の後継者への経営継承を予定される農業者に対しての支援も検討してまいります。

次に、移住・定住の推進に関連して、空き家バンクの現状についてのご質問がありました。

当町の空き家バンク制度は、平成31年4月スタートしましたが、これまでに空き家の登録は5件あり、そのうち成約数が2件、不動産事業者との直接取引による成約が1件となっており、現在は2件の物件が取引可能となっております。最近では、購入を検討されている方からの問合せや相談件数が増加傾向にあり、空き家バンクの需要は高まってきていると感じております。

しかしながら、空き家バンクへの登録件数はまだまだ少なく、町内の空き家が増加をしている中でなかなか登録に結びついていないのが現状であります。コロナ禍による地方移住の流れが進んでいる中で、今後はさらに効果的な空き家バンクの運用が重要と考えておりますので、所有者からの理解とご協力が得られるよう、さらなる制度の周知に努めてまいります。

次に、移住・定住施策の取り組みと成果についてのご質問がありました。

まず、移住・定住のための宅地、用地の支援として、町有地の宅地分譲を行っており、町内2か所7区画中6区画は既に売却済みとなっており、現在は残り1区画を募集しているところであります。また、移住・定住の経済的支援として、東京圏から町へ移住し就業した方へ移住支援金を支給する移住支援事業や、新居の購入費や引っ越し費用を助成する結婚新生活支援事業に取り組んでおります。移住希望者へのPRにつきましては、県南広域振興局と管内市町村が連携して行う南いわて暮らしセミナーの開催や、栗原市、登米市、一関市、平泉町が連携して行う4市町合同移住定住事業を行い、首都圏やネット上で平泉の魅力を広く発信し、平泉の良さを多くの人に知ってもらい、移住につながるようPRを行っております。

次世代の定住化対策といたしましては、結婚サポートセンターであるi-サポ岩手への入会金の助成や4市町合同婚活イベントなどを行っており、さらに、今年度からは結婚祝金制度を新設し、新生活のスタートアップを支援しております。こうした取り組みによって、一定の直接的な成果が上がっておりますが、これらと併せ、既存の子育て支援策なども含めたパッケージの支援について、住みやすい環境を引き続き整備しながら移住・定住につなげていきたいと考えております。

以上であります。

議長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

それでは、まず、農業振興に関しまして、再度、何点か伺います。

答弁の中で農地の適正管理とありましたが、遊休農地を今後どのように活用していく手だてがあるのか伺います。

議長（高橋拓生君）

岩渕農林振興課長。

農林振興課長（岩渕省一君）

遊休農地を今後どのように活用していくかということになりますが、今年度設立されました平泉バイオレジリエンス研究所におきまして、今後、微生物による污水浄化技術の応用研究を行い、商品開発を行う予定であります。微生物ろ過材の製造に大量のヤーコンやゴボウが必要になりま

す。また、岩手県の中山間地域は、醸造用ブドウの栽培に適した環境、地質を有しており、今後、一層の需要拡大が見込まれているところでもあります。そのヤーコン、ゴボウやワインを核とし、産業の振興を図りながら、これを契機にし、これらの品種の栽培を推奨し、町内の遊休農地の発生防止、解消につなげられるかどうか検討を行っていく予定であります。

議長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

理想論を言えば、現在の遊休農地を本来の土地の所有者が適正に管理していけば、という話になりますが、なかなか農業従事者の高齢化、また相続等で農地を受け継いだものの、町外に出て管理が行き届かない方もいらっしゃるという例も聞いております。そういったこともあり、遊休農地の問題を根本から解消するのはなかなか困難である中で、今、課長がおっしゃったヤーコン、そういったものが遊休農地でも十分育っていくと。また、これは諸説ございますが、ヤーコンはイノシンが好んで食べるものではないという話もあります。遊休農地の増加に歯止めをかけるという観点と、今、平泉町のほうで進めているバイオレジリエンスの話にもつながっていくことを考えますと、合理的な施策ではないかと考えられます。

ただ、次の質問にリンクしていきますが、稲作はもちろん、ヤーコンを作るにも必ず担い手というのは必要であります。先ほどの答弁で、平成27年から令和2年の間で農業就業人口が460人減少し、全農業就業人口1,609人の50%が65歳以上であるというデータがあるようですが、就農者に対して町、国として現在どういった助成制度があるのか、あるいは、今後どういった助成制度がなされていくのか伺います。

議長（高橋拓生君）

岩淵農林振興課長。

農林振興課長（岩淵省一君）

新規就農者に対する支援でございますが、町単独事業もありますし、国の支援事業もございます。特に、国の支援事業であります、農業次世代人材投資事業、当町でも実施してきているところではありますが、その事業が見直しされます。農林水産省の令和4年度予算概算要求においては、新規就農者育成総合対策が新たに提示されたところでもあります。最大1,000万円の経営開始資金の支援により、就農直後の農家を対象とした支援が手厚くなる場所があります。農業を始めるに当たり、初期投資がかなりかかるという課題があることから、この事業を活用いただき、就農に結びつくように支援してまいりたいと考えている場所があります。

議長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

次に、鳥獣被害防止対策に関しまして、自治体と連携して捕獲に当たっているとの答弁がありました。しかしながら、これはどの団体にも言えることではあります、高齢化の進行、またほかに仕事を持っている方というのも多く、即対応というのが難しいことも聞いております。

それを踏まえまして、役場で鳥獣被害対策室のようなものを設置して、役場で捕獲に当たるという考え、これはないのでしょうか。実際、ほかの自治体ですと、役場職員が狩猟免許を取得し捕獲の任に当たる、そういった例もありますし、その辺の見解を伺います。

議長（高橋拓生君）

岩渕農林振興課長。

農林振興課長（岩渕省一君）

鳥獣被害対策室の設置につきましては、被害防止体制が職員主体となっている市町村も確かにあることは存じております。当町でも、職員2人がわなの資格の免許は取得しているものの、経験は浅く、やはり実施隊、それから猟友会の民間単位の加入をいただきながら被害防止に努めているところであります。ですので、実施隊の充実、強化を図り、効果を得ることで被害対策を進めてまいりたいと考えております。

ただ、他市町村の設置状況、設置体制等につきましては、情報収集は行っていきたいと思っております。

議長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

なかなか、民間に頼っていくという、そういう方策のほうが今、色濃くあるということでしたが、同僚議員からも以前同じような質問があったと思いますが、狩猟免許の取得や更新への補助について、これらの補助についての考えはないか伺いたいと思います。特に、更新料への補助に関しましては、捕獲実績のある免許保有者に関しましては、本当に鳥獣被害対策の根幹をなしているものでありますから、これは優遇されてしかるべきであると考えますが、見解を伺います。

議長（高橋拓生君）

岩渕農林振興課長。

農林振興課長（岩渕省一君）

被害対策を進める上で、やはり担い手の確保というのが課題になっているところであります。そのためにも、今お話がありました狩猟免許取得に関しての手数料に対しての助成、また、更新時の手数料に関しての助成、これらについては、今現在検討中であります。

また、捕獲報酬の上乗せ等についても検討中であり、担い手の確保に努めて実施隊の充実に努めてまいりたいと考えております。

議長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

次に、捕獲への報酬に関しまして伺います。

イノシシ、鹿の捕獲への報酬の増額について、これは、わなの設置、頻繁な見回り、捕獲、そして処分といった、私のような素人でも簡単にこれくらいのプロセスは想像できますけれども、実際やっている方から見ると、これが今の報酬では正直割に合わない、労力に合わないという

声もありますが、この辺の増額、一度されているとは思いますが、今後どのような形で検討していくか伺いたいと思います。

議長（高橋拓生君）

岩渕農林振興課長。

農林振興課長（岩渕省一君）

捕獲報酬につきましては、割に合わないという声もあるというような話を受けたところでございますが、やはり捕獲頭数を今後増加させていく上では、捕獲の報酬の増額または見直しというのは必要だと考えておりますので、先ほどの免許更新時の助成や新規取得時の更新の手数料と併せて検討してまいりたいと思っております。

議長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

もう一つ、鳥獣被害防止対策についてもう一点、電気柵に関しまして、以前も一般質問で取り上げさせていただきましたが、電気柵がイノシシに対して非常に有効だということではありますが、電気柵の設置について、これ、現状、当町で広がりというのは見せているのか伺います。

議長（高橋拓生君）

岩渕農林振興課長。

農林振興課長（岩渕省一君）

電気柵の設置につきましては、町単独事業と国の事業を活用しながら行っているところであります。町単独事業は、平成29年度に制度ができて、令和2年度まで18件設置してきているところでありますし、令和3年度は10件の活用があります。また、国の事業につきましては、電気柵等を設置する場合、受益者3戸以上で設置する場合など補助の対象となります。電気柵等を自力施工する場合、資材費への定額助成が可能であり、予算の範囲内であれば自己負担なしで設置できるとなっております。この事業を使いまして、今年度、戸河内地区で参加農家15戸により3段の電気柵を6,700メートル設置したところでございます。電気柵等の整備も広域的で取り組むものであり、非常に被害対策には有効であると考えておりますので、他地域にも今後進めてまいりたいと考えております。

議長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

有効なものは、本当に今後も周知して活用していただきたいと思っております。

このコロナ禍で、我々は本当に自粛を繰り返してまいりましたが、イノシシはもちろん自粛などしませんし、活動範囲を広げているのが現状でございます。町としても、第6次総合計画には農作物被害金額について、令和2年度の1,315万円を令和7年度には1,072万円に下げるという目標を掲げておりますので、ぜひその目標を達成できるような対応を今後もしていただければと思っております。

次に、移住・定住の推進について伺います。

答弁にありました移住・定住の経済的支援として、東京圏、東京都から町へ移住し、就業した方へ移住支援金など経済支援を行うと答弁がありました。これは、何か東京に限っているという理由というのはあるのでしょうか。伺います。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

この事業につきましては、岩手県の各市町村が参加をする形で、地方創生推進交付金を活用した事業ということで、全県的に取り組んでいる事業でございます。その中で、東京一極集中の是正と、あとは県内の中小企業への就職、先ほど、岩手県内、今、人材が不足しているという話もさせていただきましたが、それらを併せて解消しようというふうな、県内全体で取り組んでいる事業でございます。そういった中で、事業制度の中で、東京都、埼玉県、千葉県、それから神奈川県というふうなことで地域は指定をされておりますし、その中で、こちらに来た、移住された際に事前登録してある、県で登録してある中小企業に就職をすることというふうな条件もございまして、それを満たせば単身で60万円、世帯移住で100万円という助成が交付されるものとなっております。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

次に、空き家バンクに関しまして、購入の問合せ、これが相談件数も増加傾向でありまして、需要もあると思われませんが、登録数が伸び悩んでいると。いろいろと要因は考えられると思いますが、もし、実際に空き家を持っていて登録に二の足を踏んでいるような方、そういった方の実際の声というのがありましたら、お知らせ願います。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

空き家の調査につきましては、建設水道課のほうで今年度実施をいたしておりますので、今後、それらをまとめて、来年度に所有者への意向調査を行うということを確認してございます。この際にも、当町として空き家バンク制度があるということ、周知がまだ行き届いていないという部分もございまして、その意向調査の中で、空き家バンクへの登録を検討する余地があるかどうかというふうな問いもぜひ入れていただこうかということで、今、検討しているところでございます。

まずは周知が足りないというのが1つだろうというふうに思いますし、これは、また、5年前にも、平成28年ですか、空き家の調査、建設水道課のほうで行っておりますが、その際の空き家調査では、やはり使っているであったりとか、空き家なのだけれども年に数回行くとか、あとは

物を置いているとか、そういった意見が多かったのではないかなというふうに思います。その中で、空き家を手放してもいいかというふうな意向も確認した際には、1割もなかったと思います。5年前はですね。ということで、今回は、空き家バンクというもので、実際、今回、5件の登録のうち、取り下げた分も含めて、直接事業者と取引した分も含めて3件、長島の分が3件全て売れました。今、登録、利用可能なのは平泉地区の2件となっておりますが、地域懇談会でも長島の家が売れるのだろうかというふうなお話もありましたが、実際は売れているというふうな状況もございますので、そういったことを来年度、令和4年度、所有者への固定資産税通知での空き家バンクの周知、それから、先ほど申しあげました建設水道課で行う所有者への意向調査、これの中で空き家バンクの周知に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

議 長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

今、課長がおっしゃいました、本当に空き家であっても年に数回帰って来たり、あるいは物を置いている、あるいは、もしかしたら、先祖代々の家を手放したくないという方もいらっしゃるかもしれませんし、そうなってくると、なかなか説得してどうこうなるものではないとも考えられます。ただ、地方移住の流れの中で、空き家バンクの運用は本当に重要なものであると考えられますし、そうなると、現在、先ほど課長がおっしゃっていましたが、空き家バンクの制度の周知というのはどういうふうな方法をとっているのか伺いたいと思います。

議 長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

現状としては、ホームページ上に掲載をしているというふうなことでございますので、直接所有者の方に周知をしたことはございませんでしたので、令和4年度にそれを行っていくということで検討しております。

議 長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

空き家バンクの登録もそうですが、特に移住希望者の方への周知に関して、今の時代、正直、ホームページだけというのは、周知方法としてはあまり強くないと思ひまして、これは公式なものではないですが、ツイッター採用自治体一覧というものがネット上にありまして、そこを見ますと、県内だけでも18の市町村がツイッターを使いまして何らかの情報発信を公式に行っております。特に、移住を考える若い世代にとって、特にSNS、特にツイッターですね、ツイッターを使った情報発信というもの、これは手軽でありまして、なおかつ最も身近なものでもあります。

当町においても、ツイッターは移住の情報発信にはもちろん、観光やあるいは町内の防災情報の発信にも有用であると思われれますが、このツイッターの導入の考えについて、見解を伺います。

議 長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

東京にふるさと回帰支援センターというのがございまして、その中に岩手のサポートセンターもございまして、その情報ですと、以前は50代以上の相談者が多かったということですが、最近では20代、30代が大勢を占めているということのようございまして、移住希望者については若年化しているということございまして。そういった意味からすれば、今ご指摘をいただきましたSNS等を活用しての発信というのは非常に重要になってくるというふうに思いますので、ツイッターになるか、それも含めて、情報の発信についてはさらに検討してまいりたいと思っております。

議長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

SNSの活用ということで、ツイッターなり、インスタなりいろいろありますけれども、検討していただければと思っております。

もう一点、移住・定住に関しまして、第6次総合計画ですね、これの78ページの第3部、移住・定住の推進について。その中の主要施策の箇所に、移住者同士の交流の機会を設けるとともに、本町で生活した感想や意見を参考にしながら、時代に即した移住施策を推進するとあります。これは、まだ恐らく実施時期等は検討段階だとは思いますが、実際、この取り組みで移住してきた方の生の声を得ることができましたら、先ほど課長おっしゃっていましたが、ホームページに載っております平泉町の移住・定住ガイド「ひらいずみLIFE」とありますけれども、そちらに先輩移住者の声として生かしていただきたいなと思っております。

ほかの自治体の移住・定住サイト、拝見しますと、やはり実際に住んでみた方の声というのも載っております。特にまちづくり推進課長にも後ほど見ていただきたいと思っておりますが、広島県の神石高原町という自治体の移住・定住促進サイトを見ますと、実際に移住してみた方の声、情報というものが本当に前面に押し出されています。やはり、実際に移住してみた方の声というのが、これから移住を考える者にとっては一番信憑性、信頼性が高いのではないのでしょうか。ぜひ、この移住者同士の交流が行われましたら、当町の移住・定住ガイドにも先輩移住者の声として反映すべきだと思っておりますが、見解を伺います。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

実際、移住を検討している方にとってみれば、既にその地に移住をしている方の実体験を聞くということは、一番移住に対しての気持ちといいますか、がそちらのほうに向いていくというふうなことになるかというふうに思います。現状としては、4市町連携あるいは県南広域振興局を中心とした移住のPRの中で、東京圏等に対してはそういった方々にも実際出向いていただいて、直接、こういう場所だよというふうな話はしていただいたりとか、あるいは、当町でも、

実はお亡くなりになってしまいましたが、関根さんのウェブで実際の生の声を配信する準備をしていたところもございました。いずれ、その部分につきましては、非常に移住者の方が参考になる情報というふうに思いますので、外部発信だけではなくて、すみません、町の資料に載っていないということのご指摘ですので、そういったものも入れながら、さらに移住に結びつくような全体パッケージとしての支援が分かりやすいような形にしていきたいと思います。

議長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

大変前向きなお言葉いただきまして、本当に、ツイッターでしたら、もう3分もあれば開設できますので、前向きに検討していただければと思います。

以上で、私の一般質問、終わらせていただきます。

議長（高橋拓生君）

これで氷室裕史議員の質問を終わります。

議長（高橋拓生君）

これで本日の日程は全て終了いたしました。

なお、次の本会議は、明日9日午前10時から引き続き一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

散会 午後 3時40分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 高橋 拓生

署名議員 阿部 圭二

同 三枚山 光裕